

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現	行	改	定	備 考	
目次	第 10 節 航空レーザ測量	3- 87	I	第 10 節 航空レーザ測量	3- 87	I
	10-1 航空レーザ測量の積算方式	3- 87	I	10-1 航空レーザ測量の積算方式	3- 87	I
	10-1-1 計 測 計 画	3- 87	I	10-1-1 計 測 計 画	3- 87	I
	10-1-2 運 航	3- 87	I	10-1-2 運 航	3- 87	I
	10-1-3 総運航時間	3- 90	I	10-1-3 総運航時間	3- 90	I
	10-1-4 滞 留	3- 91	I	10-1-4 滞 留	3- 91	I
	10-1-5 計測費の算定	3- 92	I	10-1-5 計測費の算定	3- 92	I
	10-1-6 調整点の設置	3- 92	I	10-1-6 調整点の設置	3- 92	I
	10-1-7 点群データ及びオリジナルデータ作成	3- 92	I	10-1-7 点群データ及びオリジナルデータ作成	3- 92	I
	10-1-8 グラウンドデータ作成	3- 92	I	10-1-8 グラウンドデータ作成	3- 92	I
	10-1-9 グリッド（標高）データ作成	3- 92	I	10-1-9 グリッド（標高）データ作成	3- 92	I
	10-1-10 等高線データ作成	3- 92	I	10-1-10 等高線データ作成	3- 92	I
	10-1-11 成果データファイル作成	3- 92	I	10-1-11 断面図データ作成	3- 92	I
	10-1-12 旅費交通費	3- 93	I	10-1-12 成果データファイル作成	3- 92	I
	10-2 航空レーザ測量	3- 94	I	10-1-13 旅費交通費	3- 93	I
				10-2 航空レーザ測量	3- 94	I
				第 8 節 立体横断施設(地下横断歩道)定期点検業務委託(3 巡目)積算基準(県)	6- 50	D
				8-1 適 用 範 囲	6- 50	D
				8-2 業務委託料	6- 50	D
			8-3 業 務 内 容	6- 52	D	
			8-4 直接人件費標準歩掛	6- 55	D	
			8-5 機械経費標準歩掛	6- 57	D	
			8-6 安 全 費	6- 57	D	
			第 9 節 アンダーパス（構造躯体）定期点検業務委託(3 巡目)積算基準（県）	6- 58	D	
			9-1 適 用 範 囲	6- 58	D	
			9-2 業務委託料	6- 58	D	
			9-3 業 務 内 容	6- 60	D	
			9-4 直接人件費標準歩掛	6- 63	D	
			9-5 機械経費標準歩掛	6- 65	D	
			9-6 安 全 費	6- 65	D	
			第 10 節 道路トンネル定期点検業務等積算基準（国基）	6- 66	D	
			10-1 適 用 範 囲	6- 66	D	
			10-2 業務委託料	6- 66	D	
			10-3 業 務 内 容	6- 68	D	
			10-4 直接人件費標準歩掛	6- 70	D	
			10-5 電子成果品作成費	6- 72	D	
			10-6 機 械 経 費	6- 73	D	
			10-7 安全費の積算	6- 74	D	
追加						

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
3-3	(2) 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。	(2) 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。	
3-63	8-2 撮影の積算方式（国基） 8-2-1 撮影計画 撮影作業に先だち、撮影器材の選定（航空機の性能又は機種、デジタルカメラの性能等）、数値写真レベルの決定（撮影高度又は数値写真レベル、撮影基準面、撮影重複度等）、1/25,000 地形図等を利用して行う撮影航法の選定（撮影コース及び各コースの撮影開始ならびに終了地点等）ならびに撮影飛行場、撮影時間等の撮影作業全般にわたる計画及び準備作業である。 なお、航空機は単発機とする。ただし、双発機を利用する場合は、別途計上する。 8-2-2 運 航 1. 運航時間 (1) 空輸時間 航空機を常駐し管理している飛行場（以下、「本拠飛行場」という。）が、撮影地にできるだけ近く選定した撮影飛行場（以下「撮影飛行場」という。表-2 参照^{※1}）でない場合に、本拠飛行場から撮影飛行場まで航空機を空輸する時間（往復）であって、次式により算定する。また、この空輸した先の撮影飛行場を前進飛行場という。 $\text{空輸時間} = \frac{\text{〔前進飛行場迄の往復直線距離 (km)〕}^{\text{※1}}}{\text{空輸運航速度}^{\text{※2}}} + \text{〔離着陸時間 (h)〕}^{\text{※3}} \times 2 \cdots \text{①}$ ※1. 撮影飛行場までの往復直線距離は、表-2を参照。ただし、表に掲載されていない区間については、【図 8-1 撮影・計測飛行場一覧】の経緯度を用いて直線距離を計算する。なお、数値は1の位を四捨五入（10km単位）とする。前進飛行場が複数の場合にあっては前進飛行場間の直線距離も含む。 ※2. 250km/hとする。 ※3. 片道の離着陸時間を0.5時間とする。	8-2 撮影の積算方式（国基） 8-2-1 撮影計画 撮影作業に先だち、撮影器材の選定（航空機の性能又は機種、デジタルカメラの性能等）、地上画素寸法の決定（撮影高度又は地上画素寸法、撮影基準面、撮影重複度等）、1/25,000 地形図等を利用して行う撮影航法の選定（撮影コース及び各コースの撮影開始ならびに終了地点等）ならびに撮影飛行場、撮影時間等の撮影作業全般にわたる計画及び準備作業である。 なお、航空機は単発機とする。ただし、双発機を利用する場合は、別途計上する。 8-2-2 運 航 1. 運航時間 (1) 空輸時間 航空機を常駐し管理している飛行場（以下、「本拠飛行場」という。）が、撮影地にできるだけ近く選定した撮影飛行場（以下「撮影飛行場」という。表-2 参照^{※1}）でない場合に、本拠飛行場から撮影飛行場まで航空機を空輸する時間（往復）であって、次式により算定する。また、この空輸した先の撮影飛行場を前進飛行場という。 $\text{空輸時間} = \frac{\text{〔前進飛行場迄の往復直線距離 (km)〕}^{\text{※1}}}{\text{空輸運航速度}^{\text{※2}}} + \text{〔離着陸時間 (h)〕}^{\text{※3}} \times \text{着陸回数} \cdots \text{①}$ ※1. 撮影飛行場までの往復直線距離は、表-2を参照。ただし、表に掲載されていない区間については、【図 8-1 撮影・計測飛行場一覧】の経緯度を用いて直線距離を計算する。なお、数値は1の位を四捨五入（10km単位）する。前進飛行場が複数の場合にあっては前進飛行場間の直線距離も含む。 ※2. 250km/hとする。 ※3. 片道の離着陸時間を0.5時間とする。	

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
3-67	A 撮影飛行場・撮影地間往復時間 撮影飛行場・撮影地間往復時間の算定にあたっては、判定式②-1 式により近距離又は遠距離の判定を行う。 $\left(\begin{array}{l} \text{撮影飛行場・撮影地間} \\ \text{往復直線距離 (a km)} \end{array} \right)^{\ast 1} = \text{機種別係数}^{\ast 2} (C) \times \text{撮影高度}^{\ast 3} (\text{Hkm}) \cdots \text{②-1}$ a (km) ≤ C・H (km) を近距離, a (km) > C・H (km) を遠距離とする。 ※1. 撮影飛行場・撮影地間往復直線距離は小数点以下四捨五入 (1km 単位) する。 ※2. C=35 とする。 ※3. 撮影高度は、撮影基準面（撮影地の最高地点と最低地点の平均標高値）に撮影地の対地高度を加えた値とする。 次に近距離、遠距離の判定に基づき②-2 式または②-2´ 式により撮影飛行場・撮影地間往復時間を算定する。 ・近距離の場合 $(1,000\text{m 当りの上昇下降時間}^{\ast 1}(\text{h}) \times \text{撮影高度}(\text{km}) + \text{離着陸時間}^{\ast 3}(\text{h})) \cdots \text{②´-1}$ $\times \text{撮影回数}^{\ast 4} \cdots \text{② -2}$	A 撮影飛行場・撮影地間往復時間 撮影飛行場・撮影地間往復時間の算定にあたっては、撮影飛行場・撮影地間往復直線距離 (a km)^{※1} を、機種別係数^{※2} (C) と撮影高度^{※3} (H km) の積と比較し遠距離又は近距離の判定を行う。 a (km) ≤ C・H (km) を近距離, a (km) > C・H (km) を遠距離とする。 ※1. 撮影飛行場・撮影地間往復直線距離は小数点以下四捨五入 (1km 単位) する。 ※2. C=35 とする。 ※3. 撮影高度は、撮影基準面（撮影地の最高地点と最低地点の平均標高値）に撮影地の対地高度を加えた値とする。 次に近距離、遠距離の判定に基づき②-1 式又は②-2 式により撮影飛行場・撮影地間往復時間を算定する。 ・近距離の場合 $(1,000\text{m 当りの上昇下降時間}^{\ast 1}(\text{h}) \times \text{撮影高度}(\text{km}) + \text{離着陸時間}^{\ast 3}(\text{h})) \cdots \text{②´-1}$ $\times \text{撮影回数}^{\ast 4} \cdots \text{② -1}$	
3-68	(表-3 の使い方) 1. 先ず地図上で撮影・計測飛行場と撮影・計測地の略々中心との距離を求める。 2. 撮影・計測高度に対する適用距離（片道）の値が、第 1 項により求めた距離より大きい場合には、近距離側の往復時間計をその撮影・計測高度に対して決定し、第 1 項により求めた距離より小さい場合には遠距離側の往復時間を第 1 項により求めた距離に対して決定する。	(表-3 の使い方) 1. 先ず地図上で撮影・計測飛行場と撮影・計測地の略々中心との距離を求める。 2. 撮影・計測高度に対する適用距離（片道）の値が、第 1 項により求めた距離より大きい場合には、近距離側の往復時間計をその撮影・計測高度に対して決定し、第 1 項により求めた距離より小さい場合には遠距離側の往復時間計を第 1 項により求めた距離に対して決定する。	

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
3-69	C 本撮影時間 $\text{本撮影時間(h)} = \frac{\text{撮影コース延長}^{\text{※1}}(\text{km})}{\text{撮影運航速度}^{\text{※2}}(\text{km/h})} \dots\dots\dots \text{③}$ E コース進入時間(h) = [1 コース当り 0.18h] × [コース数] …………… ⑤	C 本撮影時間 $\text{本撮影時間(h)} = \frac{\text{撮影コース延長}^{\text{※1}}(\text{km})}{\text{撮影運航速度}^{\text{※2}}(\text{km/h})} \dots\dots\dots \text{③}$ E コース進入時間(h) = [1 コース当り 0.10h] × [コース数] …………… ⑤	
3-71	2. 滞留費の算定 滞留費は次式により算定する。 $(\text{滞留費}) = [\text{滞留日数}] \times [1 \text{ 日当り滞留費}]^{\text{※}} \dots\dots\dots \text{⑪}$ ※ 操縦士、整備士、撮影士各1名の基準日額、停留料、飛行場使用料、及び通信運搬費とする。ただし、前進飛行場を利用する場合は、日当及び宿泊料（又は日額旅費）も計上する。 8-2-7 旅費交通費等 撮影・計測に関する者の往復交通費は、本拠飛行場から前進飛行場までとする。操縦及び整備に関する者の往復交通費は計上しない。 前進飛行場を利用する場合は、操縦士、整備士1名につき2日分の基準日額、日当および1日分の宿泊料、撮影士1名につき、本拠飛行場～前進飛行場までの公共交通機関による1往復分運賃、2日分の基準日額、日当及び1日分の宿泊料を計上するものとする。	2. 滞留費の算定 滞留費は次式により算定する。 $(\text{滞留費}) = [\text{滞留日数}] \times [1 \text{ 日当り滞留費}]^{\text{※}} \dots\dots\dots \text{⑪}$ ※ 操縦士、整備士、撮影士各1名の基準日額、停留料、飛行場使用料、及び通信運搬費とする。ただし、前進飛行場を利用する場合は、宿泊費、宿泊手当も計上する。 8-2-7 旅費交通費等 撮影・計測に関する者の往復交通費は、本拠飛行場から前進飛行場までとする。操縦及び整備に関する者の往復交通費は計上しない。 前進飛行場を利用する場合は、操縦士、整備士1名につき2日分の基準日額及び1日分の宿泊費、宿泊手当、撮影士1名につき、本拠飛行場～前進飛行場までの公共交通機関による1往復分運賃、2日分の基準日額及び1日分の宿泊費、宿泊手当を計上するものとする。	

ページ番号

3-72

現

行

改

定

備 考

(表-5) 運航時間算定例

地区名		(a)	(b)	備 考
区 分				
撮 影 面 積	km ²	900	225	
撮 影 距 離	km	420	60	
コ ー ス 数	コース	14	4	(a) : 地図情報レベル 1,000 (b) : 地図情報レベル 2,500
撮 影 高 度	m	2,000	2,000	
本飛行場から撮影飛行場間往復直線距離	km	300		
撮影飛行場から撮影地までの往復直線距離	km	140	30	
① 空 輪 時 間	h	2.20		
②´ 撮影飛行場撮影地 1 往復時間	h	1.06	0.78	
② ” 全往復時間	h	2.12	0.78	②´ × 撮影回数
③ 本 撮 影 時 間	h	2.10	0.30	
④ GNSS/IMU 装置初期化時間	h	1.00	0.50	0.5 × 撮影回数
⑤ コース進入時間	h	2.52	0.72	0.18h × (コース数)
⑥ 補 備 撮 影 時 間	h	2.32	0.69	(②+③+④+⑤) × 30%
小 計 A		10.06	2.99	②+③+④+⑤+⑥
⑦ 予 備 飛 行 時 間	h	2.12	0.78	②
小 計 B		12.18	3.77	A + ⑦
撮 影 回 数 (i)	d	2	1	(③+⑤) / (4.5-②´ -④´)
純撮影運航時間 C	h	7.31	1.98	(③+④+⑤) × 1.3
⑧ 総 運 航 時 間	h	18.15		小計 (B+⑧) =①+②+③+④+⑤+⑥+⑦
滞 留 日 数	d	10		撮影月 : 9 月

(注) 上記は(a)(b)地区が近距離のため同一の撮影飛行場を使用できるので一括契約とした例である。

(表-5) 運航時間算定例

地区名		(a)	(b)	備 考
区 分				
撮 影 面 積	km ²	900	225	
撮 影 距 離	km	420	60	
コ ー ス 数	コース	14	4	(a) : 地図情報レベル 1,000 (b) : 地図情報レベル 2,500
撮 影 高 度	m	2,000	2,000	
本飛行場から撮影飛行場間往復直線距離	km	300		
撮影飛行場から撮影地までの往復直線距離	km	140	30	
① 空 輪 時 間	h	2.20		
②´ 撮影飛行場撮影地 1 往復時間	h	1.06	0.78	
② ” 全往復時間	h	2.12	0.78	②´ × 撮影回数
③ 本 撮 影 時 間	h	2.10	0.30	
④ GNSS/IMU 装置初期化時間	h	1.00	0.50	0.5 × 撮影回数
⑤ コース進入時間	h	1.40	0.40	0.10h × (コース数)
⑥ 補 備 撮 影 時 間	h	1.99	0.59	(②+③+④+⑤) × 30%
小 計 A		8.61	2.57	②+③+④+⑤+⑥
⑦ 予 備 飛 行 時 間	h	2.12	0.78	②
小 計 B		10.73	3.35	A + ⑦
撮 影 回 数 (i)	d	2	1	(③+⑤) / (4.5-②´ -④´)
純撮影運航時間 C	h	5.85	1.56	(③+④+⑤) × 1.3
⑧ 総 運 航 時 間	h	16.28		小計 (B+⑧) =①+②+③+④+⑤+⑥+⑦
滞 留 日 数	d	10		撮影月 : 9 月

(注) 上記は(a)(b)地区が近距離のため同一の撮影飛行場を使用できるので一括契約とした例である。

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

3-74

現 行

(表-6) デジタル空中写真撮影・航空レーザ計測可能日数表 2 枚中 2 枚

地 点	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
京 都	5	4	5	7	5	2	2	3	4	7	6	6
彦 根	3	4	6	7	6	3	3	5	6	8	6	5
大 阪	6	4	5	8	6	3	3	4	3	6	7	8
奈 良	5	4	6	7	5	3	3	4	5	6	6	5
和 歌 山	5	6	8	8	6	3	4	7	6	9	8	7
神 戸	8	6	7	8	6	3	4	6	5	8	9	9
鳥 取	2	2	4	7	6	4	4	5	3	5	5	4
松 江	1	2	4	8	7	4	3	5	3	5	5	3
岡 山	8	6	8	8	6	3	3	5	5	8	8	9
広 島	3	4	5	8	6	3	4	5	4	8	7	6
下 関	3	4	6	9	7	3	4	6	6	8	6	5
高 松	5	5	7	9	7	4	4	6	5	8	7	7
徳 島	8	7	8	8	6	3	4	7	5	8	9	10
松 山	4	5	7	8	6	3	5	6	5	8	7	6
高 知	12	10	9	9	6	3	4	6	7	10	12	14
福 岡	4	5	7	9	8	3	4	6	6	8	7	5
佐 賀	6	6	7	8	7	3	4	5	7	10	8	7
長 崎	5	6	7	8	7	2	3	5	6	9	8	7
熊 本	6	6	7	8	6	3	3	4	6	9	8	8
大 分	7	6	7	8	6	3	4	5	6	8	8	8
宮 崎	14	11	10	9	6	3	4	5	6	10	12	15
鹿 児 島	7	8	7	8	5	2	3	4	6	10	9	9
名 瀬	2	2	2	3	3	1	2	2	2	3	2	2
那 覇	4	3	3	3	2	1	2	2	3	4	3	4
石 垣 島	3	2	3	3	3	2	3	3	2	3	2	2
宮 古 島	3	3	3	2	2	2	2	3	3	4	3	3
南大東島	4	5	6	5	4	3	4	3	4	4	5	4
父 島	5	6	5	4	3	3	4	2	3	4	5	5
南 鳥 島	5	5	6	6	6	5	4	3	4	6	6	5

改 定

(表-6) デジタル空中写真撮影・航空レーザ計測可能日数表 2 枚中 2 枚

地 点	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
京 都	5	4	5	7	5	2	2	3	4	7	6	6
彦 根	3	4	6	7	6	3	3	5	6	8	6	5
大 阪	6	4	5	8	6	3	3	4	3	6	7	8
奈 良	5	4	6	7	5	3	3	4	5	6	6	5
和 歌 山	5	6	8	8	6	3	4	7	6	9	8	7
神 戸	8	6	7	8	6	3	4	6	5	8	9	9
鳥 取	2	2	4	7	6	4	4	5	3	5	5	4
松 江	1	2	4	8	7	4	3	5	3	5	5	3
岡 山	8	6	8	8	6	3	3	5	5	8	8	9
広 島	3	4	5	8	6	3	4	5	4	8	7	6
下 関	3	4	6	9	7	3	4	6	6	8	6	5
高 松	5	5	7	9	7	4	4	6	5	8	7	7
徳 島	8	7	8	8	6	3	4	7	5	8	9	10
松 山	4	5	7	8	6	3	5	6	5	8	7	6
高 知	12	10	9	9	6	3	4	6	7	10	12	14
福 岡	4	5	7	9	8	3	4	6	6	8	7	5
佐 賀	6	6	7	8	7	3	4	5	7	10	8	7
長 崎	5	6	7	8	7	2	3	5	6	9	8	7
熊 本	6	6	7	8	6	3	3	4	6	9	8	8
大 分	7	6	7	8	6	3	4	5	6	8	8	8
宮 崎	14	11	10	9	6	3	4	5	6	10	12	15
鹿 児 島	7	8	7	8	5	2	3	4	6	10	9	9
名 瀬	2	2	2	3	3	1	2	2	2	3	2	2
那 覇	4	3	3	3	2	1	2	2	3	4	3	4
石 垣 島	3	2	3	3	3	2	3	3	2	3	2	2
宮 古 島	3	3	3	2	2	2	2	3	3	4	3	3
南大東島	4	5	6	5	4	3	4	3	4	4	5	4
父 島	5	6	5	4	3	3	4	2	3	4	5	5
南 鳥 島	5	5	6	6	6	5	4	3	4	6	6	5

(注) 日数は、「雲量・現在天気」(気象庁)に基づき平成28年度に算出したものである。

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
3-85	(注) 1. 本表はトータルステーションを用いた細部測量を行う場合に適用するものとし、GNSS 測量機等を用いた細部測量を行う場合には別途計上する。 2. 本表は耕地、平地部の標準作業歩掛である。項目「作業計画」については、1 業務あたりの人工数と、作業量に基づく人工数を加えて積算するものとする。 3. 9－1－2 現地測量については、作業量の補正にあたり、本表の標準歩掛に対して下記補正式により算出した補正係数を乗じて求めるものとする。 なお、補正係数（y/100）は小数 2 位（小数 3 位四捨五入）まで算出する。 ただし、この式の適用範囲は 0.2km² 以下とし適用範囲を超えるものについては別途計上する。	(注) 1. 本表はトータルステーションを用いた細部測量を行う場合に適用するものとし、GNSS 測量機等を用いた細部測量を行う場合には別途計上する。 2. 本表は耕地、平地部の標準作業歩掛である。項目「作業計画」については、1 業務あたりの人工数と、作業量に基づく人工数を加えて積算するものとする。 3. 9－1－2 現地測量については、作業量の補正にあたり、本表の標準歩掛に対して下記補正式により算出した補正係数を乗じて求めるものとする。 なお、補正係数（y/100）は小数第 2 位（小数第 3 位を四捨五入する）まで算出する。 ただし、この式の適用範囲は 0.2km² 以下とし適用範囲を超えるものについては別途計上する。	
3-87	第 10 節 航空レーザ測量（国基） 10－1 航空レーザ測量の積算方式 10－1－1 計測計画 計測作業に先立ち、計測機材の選定（航空機の性能又は機種、航空レーザ測量システムの性能等）、計測諸元の決定（対地高度、対地速度、コース間重複（%）、スキャン回数、スキャン角度、パルスレート、飛行方向及び飛行直交方向の標準的取得点間距離等）、1/50,000 地形図等を利用して行う計測航法の選定（計測コース及び各コースの計測開始ならびに終了地点等）ならびに計測に用いる飛行場の選定、計測時間等の計測作業全般にわたる計画及び準備作業である。 なお、航空機は単発の固定翼を標準とする。ただし、回転翼航空機の利用を指定する場合は、別途計上とする。 10－1－2 運 航 1. 運航時間 (1) 空輸時間 航空機を常駐し管理している飛行場（以下、「本拠飛行場」という。）が、計測地にできるだけ近く選定した計測飛行場（以下「計測飛行場」という。【8－2 撮影の積算方式 表－2】参照^{※1)}）でない場合に、本拠飛行場から計測飛行場まで航空機を空輸する時間（往復）であって、次式により算定する。また、この空輸した先の計測飛行場を前進飛行場という。 $\text{空輸時間} = \left(\frac{\text{〔前進飛行場迄の往復直線距離 (km) 〕}^{\ast 1})}{\text{空輸運航速度}^{\ast 2}} \right) + \left(\text{離着陸時間 (h) }^{\ast 3} \right) \times 2 \cdot \cdot \text{①}$ ※1. 計測飛行場までの往復直線距離は【8－2 撮影の積算方式 表－2】を参照。ただし、表に掲載されていない区間については、【8－2 撮影の積算方式 図 8－1】の経緯度を用いて直線距離を計算する。なお、数値は 1 の位を四捨五入（10km 単位）とする。前進飛行場が複数の場合にあつては前進飛行場間の直線距離も含む。	第 10 節 航空レーザ測量（国基） 10－1 航空レーザ測量の積算方式 本歩掛の航空機は単発の固定翼を標準とし、回転翼航空機の利用を指定する場合は、別途計上すること。 また、航空レーザ測深測量は本業務の対象外とする。 10－1－1 計測計画 計測作業に先立ち、計測機材の選定（航空機の性能又は機種、航空レーザ測量システムの性能等）、計測諸元の決定（対地高度、対地速度、コース間重複（%）、スキャン回数、スキャン角度、パルスレート、飛行方向及び飛行直交方向の標準的取得点間距離等）、1/50,000 地形図等を利用して行う計測航法の選定（計測コース及び各コースの計測開始ならびに終了地点等）ならびに計測に用いる飛行場の選定、計測時間等の計測作業全般にわたる計画及び準備作業である。 10－1－2 運 航 1. 運航時間 (1) 空輸時間 航空機を常駐し管理している飛行場（以下、「本拠飛行場」という。）が、計測地にできるだけ近く選定した計測飛行場（以下「計測飛行場」という。【8－2 撮影の積算方式 表－2】参照^{※1)}）でない場合に、本拠飛行場から計測飛行場まで航空機を空輸する時間（往復）であって、次式により算定する。また、この空輸した先の計測飛行場を前進飛行場という。 $\text{空輸時間} = \left(\frac{\text{〔前進飛行場迄の往復直線距離 (km) 〕}^{\ast 1})}{\text{空輸運航速度}^{\ast 2}} \right) + \left(\text{離着陸時間 (h) }^{\ast 3} \right) \times \text{着陸回数} \cdot \cdot \text{①}$ ※1. 計測飛行場までの往復直線距離は【8－2 撮影の積算方式 表－2】を参照。ただし、表に掲載されていない区間については、【8－2 撮影の積算方式 図 8－1】の経緯度を用いて直線距離を計算する。なお、数値は 1 の位を四捨五入（10km 単位）する。前進飛行場が複数の場合にあつては前進飛行場間の直線距離も含む。	

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
3-88	A. 計測飛行場・計測地間往復時間 計測飛行場・計測地間往復時間の算定にあたっては、判定式②-1式により近距離又は遠距離の判定を行う。 $\left(\begin{array}{l} \text{計測飛行場・計測地間} \\ \text{往復直線距離 (a km)}^{※1} \end{array} \right) = \text{機種別係数}^{※2} (C) \times \text{計測高度}^{※3} (H\text{km}) \cdots \cdots \text{②-1}$ a (km) ≤ C・H (km) を近距離, a (km) > C・H (km) を遠距離とする。 ※1. 計測飛行場・計測地間往復直線距離は小数点以下四捨五入 (1km 単位) する。 ※2. C=35 とする。 ※3. 計測高度は, 計測基準面 (計測値の最高地点と最低地点の平均標高値) に計測値の対地高度 (1,500m を標準とする) を加えた値とする。	A. 計測飛行場・計測地間往復時間 計測飛行場・計測地間往復時間の算定にあたっては、計測飛行場・計測地間往復直線距離 (a km) ^{※1} を, 機種別係数^{※2} (C) と撮影高度^{※3} (H km) の積と比較し遠距離又は近距離の判定を行う。 a (km) ≤ C・H (km) を近距離, a (km) > C・H (km) を遠距離とする。 ※1. 計測飛行場・計測地間往復直線距離は小数点以下四捨五入 (1km 単位) する。 ※2. C=35 とする。 ※3. 計測高度は, 計測基準面 (計測値の最高地点と最低地点の平均標高値) に計測値の対地高度 (1,500m を標準とする) を加えた値とする。	
3-89	次に, 近距離, 遠距離の判定に基づき②-2式又は②-2'式より計測飛行場・計測地間往復時間を算定する。 ・近距離の場合 $(1,000\text{m 当りの上昇下降時間}^{※1} (h) \times \text{計測高度 (km)} + \text{離着陸時間}^{※3} (h)) \cdots \cdots \text{②'-1}$ $\times \text{計測回数}^{※4} \cdots \cdots \text{②-2}$ ・遠距離の場合 $\left(\frac{\text{計測飛行場・計測地間往復直線距離 (km)}}{\text{往復運航速度}^{※2}} + \text{離着陸時間}^{※3} (h) \right) \cdots \cdots \text{②'-1'}$ $\times \text{計測回数}^{※4} \cdots \cdots \text{②-2'}$	次に, 近距離, 遠距離の判定に基づき②-1式又は②-2式より計測飛行場・計測地間往復時間を算定する。 ・近距離の場合 $(1,000\text{m 当りの上昇下降時間}^{※1} (h) \times \text{計測高度 (km)} + \text{離着陸時間}^{※3} (h)) \cdots \cdots \text{②'-1}$ $\times \text{計測回数}^{※4} \cdots \cdots \text{②-1}$ ・遠距離の場合 $\left(\frac{\text{計測飛行場・計測地間往復直線距離 (km)}}{\text{往復運航速度}^{※2}} + \text{離着陸時間}^{※3} (h) \right) \cdots \cdots \text{②'-2}$ $\times \text{計測回数}^{※4} \cdots \cdots \text{②-2}$	

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
3-90	E. コース進入時間 コース進入時間 (h) = (1 コース当り 0.18h) × (コース数)・・・⑤	E. コース進入時間 コース進入時間 (h) = (1 コース当り 0.10h) × (コース数)・・・⑤	
3-91	2. 滞留費の算定 滞留費は次式により算定する。 (滞留費) = (滞留日数) × (1 日当り滞留費) ※・・・・・・⑪ ※. 操縦士、整備士、撮影士各 1 名の基準日額及び通信運搬費とする。ただし、前進飛行場を利用する場合は、日当、宿泊料（又は日額旅費）も計上する。 (注) 特に規模の大きい計測については、別途計上することができる。	2. 滞留費の算定 滞留費は次式により算定する。 (滞留費) = (滞留日数) × (1 日当り滞留費) ※・・・・・・⑪ ※. 操縦士、整備士、撮影士各 1 名の基準日額及び通信運搬費とする。ただし、前進飛行場を利用する場合は、宿泊費、宿泊手当も計上する。 (注) 特に規模の大きい計測については、別途計上することができる。	
3-92	10-1-6 調整点の設置 点群データの点検及び調整を行うための基準点を設置する作業であって、歩掛は別項による。調整点の点数は、作業地域の面積 (km²) を 25 で割った値に 1 を足した値を標準とし、小数部を切り上げ、最低数は 4 点とする。 追加 10-1-11 成果データファイル作成 製品仕様書に従ってオリジナルデータ等の成果データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業であって、歩掛は別項による。	10-1-6 調整点の設置 点群データの点検及び調整を行うための基準点を設置する作業であって、歩掛は別項による。調整点の点数は、作業地域の面積 (km²) を 25 で割った値に 1 を足した値を標準とし、小数部を切上げ、最低数は 4 点とする。 10-1-11 断面図データ作成 グラウンドデータから断面図データを作成する作業であって、別途計上する。 10-1-12 成果データファイル作成 製品仕様書に従ってオリジナルデータ等の成果データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業であって、歩掛は別項による。	

ページ番号	現 行	改 定	備 考																																																																																																																																																																																
3-93	10-1-12 旅費交通費 撮影・計測に関する者の往復交通費は本拠飛行場から前進飛行場までとする。操縦及び整備に関する者の往復交通費は計上しない。 前進飛行場を利用する場合は、操縦士、整備士各1名につき、2日分の基準日額、日当及び1日分の宿泊料、撮影士1名につき、本拠地飛行場～前進飛行場までの公共交通機関による1往復分の運賃、2日分の基準日額、日当及び1日分の宿泊料を計上するものとする。 (表-2) 運航時間算定例 <table><tr><th colspan="2">地区名</th><th>(a)</th><th>備 考</th></tr><tr><th>区分</th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>計測面積</td><td>km²</td><td>400</td><td></td></tr><tr><td>計測距離</td><td>km</td><td>2,020</td><td></td></tr><tr><td>コース数</td><td>コース</td><td>101</td><td></td></tr><tr><td>計測高度</td><td>m</td><td>2,000</td><td></td></tr><tr><td>本拠飛行場から計測飛行場間往復直線距離</td><td>km</td><td>620</td><td></td></tr><tr><td>計測飛行場から計測値までの往復直線距離</td><td>km</td><td>140</td><td></td></tr><tr><td>①空輸時間</td><td>h</td><td>3.48</td><td></td></tr><tr><td>②`計測飛行場計測地1往復時間</td><td>h</td><td>1.06</td><td></td></tr><tr><td>②〃全往復時間</td><td>h</td><td>10.60</td><td>②`×計測回数(i)</td></tr><tr><td>③本計測時間</td><td>h</td><td>10.10</td><td></td></tr><tr><td>④GNSS/IMU装置初期化時間</td><td>h</td><td>5.00</td><td>0.5×計測回数(i)</td></tr><tr><td>⑤コース進入時間</td><td>h</td><td>18.18</td><td>0.18×(コース数)</td></tr><tr><td>⑥補備計測時間</td><td>h</td><td>13.16</td><td>(②+③+④+⑤)×30%</td></tr><tr><td>小計 A</td><td></td><td>57.04</td><td>②+③+④+⑤+⑥</td></tr><tr><td>⑦予備飛行時間</td><td>h</td><td>10.60</td><td>②</td></tr><tr><td>小計 B</td><td></td><td>67.64</td><td>A+⑦</td></tr><tr><td>計測回数(i)</td><td>d</td><td>10</td><td>(③+⑤)/(4.5-②`-④`)</td></tr><tr><td>純計測運航時間 C</td><td>h</td><td>43.26</td><td>(③+④+⑤)×1.3</td></tr><tr><td>⑧総運航時間</td><td>h</td><td>71.12</td><td>小計(B+①)=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦</td></tr><tr><td>滞留日数</td><td>d</td><td>62</td><td>計測月:10月</td></tr></table>	地区名		(a)	備 考	区分				計測面積	km ²	400		計測距離	km	2,020		コース数	コース	101		計測高度	m	2,000		本拠飛行場から計測飛行場間往復直線距離	km	620		計測飛行場から計測値までの往復直線距離	km	140		①空輸時間	h	3.48		②`計測飛行場計測地1往復時間	h	1.06		②〃全往復時間	h	10.60	②`×計測回数(i)	③本計測時間	h	10.10		④GNSS/IMU装置初期化時間	h	5.00	0.5×計測回数(i)	⑤コース進入時間	h	18.18	0.18×(コース数)	⑥補備計測時間	h	13.16	(②+③+④+⑤)×30%	小計 A		57.04	②+③+④+⑤+⑥	⑦予備飛行時間	h	10.60	②	小計 B		67.64	A+⑦	計測回数(i)	d	10	(③+⑤)/(4.5-②`-④`)	純計測運航時間 C	h	43.26	(③+④+⑤)×1.3	⑧総運航時間	h	71.12	小計(B+①)=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦	滞留日数	d	62	計測月:10月	10-1-13 旅費交通費 撮影・計測に関する者の往復交通費は本拠飛行場から前進飛行場までとする。操縦及び整備に関する者の往復交通費は計上しない。 前進飛行場を利用する場合は、操縦士、整備士各1名につき、2日分の基準日額及び1日分の宿泊費、宿泊手当、撮影士1名につき、本拠地飛行場～前進飛行場までの公共交通機関による1往復分の運賃、2日分の基準日額及び1日分の宿泊費、宿泊手当、を計上するものとする。 (表-2) 運航時間算定例 <table><tr><th colspan="2">地区名</th><th>(a)</th><th>備 考</th></tr><tr><th>区分</th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>計測面積</td><td>km²</td><td>400</td><td></td></tr><tr><td>計測距離</td><td>km</td><td>2,020</td><td></td></tr><tr><td>コース数</td><td>コース</td><td>101</td><td></td></tr><tr><td>計測高度</td><td>m</td><td>2,000</td><td></td></tr><tr><td>本拠飛行場から計測飛行場間往復直線距離</td><td>km</td><td>620</td><td></td></tr><tr><td>計測飛行場から計測値までの往復直線距離</td><td>km</td><td>140</td><td></td></tr><tr><td>①空輸時間</td><td>h</td><td>3.48</td><td></td></tr><tr><td>②`計測飛行場計測地1往復時間</td><td>h</td><td>1.06</td><td></td></tr><tr><td>②〃全往復時間</td><td>h</td><td>7.42</td><td>②`×計測回数(i)</td></tr><tr><td>③本計測時間</td><td>h</td><td>10.10</td><td></td></tr><tr><td>④GNSS/IMU装置初期化時間</td><td>h</td><td>3.50</td><td>0.5×計測回数(i)</td></tr><tr><td>⑤コース進入時間</td><td>h</td><td>10.10</td><td>0.10×(コース数)</td></tr><tr><td>⑥補備計測時間</td><td>h</td><td>9.34</td><td>(②+③+④+⑤)×30%</td></tr><tr><td>小計 A</td><td></td><td>40.46</td><td>②+③+④+⑤+⑥</td></tr><tr><td>⑦予備飛行時間</td><td>h</td><td>7.42</td><td>②</td></tr><tr><td>小計 B</td><td></td><td>47.88</td><td>A+⑦</td></tr><tr><td>計測回数(i)</td><td>d</td><td>7</td><td>(③+⑤)/(4.5-②`-④`)</td></tr><tr><td>純計測運航時間 C</td><td>h</td><td>30.81</td><td>(③+④+⑤)×1.3</td></tr><tr><td>⑧総運航時間</td><td>h</td><td>51.36</td><td>小計(B+①)=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦</td></tr><tr><td>滞留日数</td><td>d</td><td>62</td><td>計測月:10月</td></tr></table>	地区名		(a)	備 考	区分				計測面積	km ²	400		計測距離	km	2,020		コース数	コース	101		計測高度	m	2,000		本拠飛行場から計測飛行場間往復直線距離	km	620		計測飛行場から計測値までの往復直線距離	km	140		①空輸時間	h	3.48		②`計測飛行場計測地1往復時間	h	1.06		②〃全往復時間	h	7.42	②`×計測回数(i)	③本計測時間	h	10.10		④GNSS/IMU装置初期化時間	h	3.50	0.5×計測回数(i)	⑤コース進入時間	h	10.10	0.10×(コース数)	⑥補備計測時間	h	9.34	(②+③+④+⑤)×30%	小計 A		40.46	②+③+④+⑤+⑥	⑦予備飛行時間	h	7.42	②	小計 B		47.88	A+⑦	計測回数(i)	d	7	(③+⑤)/(4.5-②`-④`)	純計測運航時間 C	h	30.81	(③+④+⑤)×1.3	⑧総運航時間	h	51.36	小計(B+①)=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦	滞留日数	d	62	計測月:10月	
地区名		(a)	備 考																																																																																																																																																																																
区分																																																																																																																																																																																			
計測面積	km ²	400																																																																																																																																																																																	
計測距離	km	2,020																																																																																																																																																																																	
コース数	コース	101																																																																																																																																																																																	
計測高度	m	2,000																																																																																																																																																																																	
本拠飛行場から計測飛行場間往復直線距離	km	620																																																																																																																																																																																	
計測飛行場から計測値までの往復直線距離	km	140																																																																																																																																																																																	
①空輸時間	h	3.48																																																																																																																																																																																	
②`計測飛行場計測地1往復時間	h	1.06																																																																																																																																																																																	
②〃全往復時間	h	10.60	②`×計測回数(i)																																																																																																																																																																																
③本計測時間	h	10.10																																																																																																																																																																																	
④GNSS/IMU装置初期化時間	h	5.00	0.5×計測回数(i)																																																																																																																																																																																
⑤コース進入時間	h	18.18	0.18×(コース数)																																																																																																																																																																																
⑥補備計測時間	h	13.16	(②+③+④+⑤)×30%																																																																																																																																																																																
小計 A		57.04	②+③+④+⑤+⑥																																																																																																																																																																																
⑦予備飛行時間	h	10.60	②																																																																																																																																																																																
小計 B		67.64	A+⑦																																																																																																																																																																																
計測回数(i)	d	10	(③+⑤)/(4.5-②`-④`)																																																																																																																																																																																
純計測運航時間 C	h	43.26	(③+④+⑤)×1.3																																																																																																																																																																																
⑧総運航時間	h	71.12	小計(B+①)=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦																																																																																																																																																																																
滞留日数	d	62	計測月:10月																																																																																																																																																																																
地区名		(a)	備 考																																																																																																																																																																																
区分																																																																																																																																																																																			
計測面積	km ²	400																																																																																																																																																																																	
計測距離	km	2,020																																																																																																																																																																																	
コース数	コース	101																																																																																																																																																																																	
計測高度	m	2,000																																																																																																																																																																																	
本拠飛行場から計測飛行場間往復直線距離	km	620																																																																																																																																																																																	
計測飛行場から計測値までの往復直線距離	km	140																																																																																																																																																																																	
①空輸時間	h	3.48																																																																																																																																																																																	
②`計測飛行場計測地1往復時間	h	1.06																																																																																																																																																																																	
②〃全往復時間	h	7.42	②`×計測回数(i)																																																																																																																																																																																
③本計測時間	h	10.10																																																																																																																																																																																	
④GNSS/IMU装置初期化時間	h	3.50	0.5×計測回数(i)																																																																																																																																																																																
⑤コース進入時間	h	10.10	0.10×(コース数)																																																																																																																																																																																
⑥補備計測時間	h	9.34	(②+③+④+⑤)×30%																																																																																																																																																																																
小計 A		40.46	②+③+④+⑤+⑥																																																																																																																																																																																
⑦予備飛行時間	h	7.42	②																																																																																																																																																																																
小計 B		47.88	A+⑦																																																																																																																																																																																
計測回数(i)	d	7	(③+⑤)/(4.5-②`-④`)																																																																																																																																																																																
純計測運航時間 C	h	30.81	(③+④+⑤)×1.3																																																																																																																																																																																
⑧総運航時間	h	51.36	小計(B+①)=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦																																																																																																																																																																																
滞留日数	d	62	計測月:10月																																																																																																																																																																																

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3-131	第 12 節 三次元点群測量（国基） 12-1 U A V 写真点群測量 (1) 標準歩掛等 <table><tr><th rowspan="2">標準 作業量</th><th rowspan="2">作業 工程</th><th colspan="5">所 要 日 数</th><th rowspan="2">内 外 業 の 別</th><th colspan="5">編 成</th><th colspan="5">延 人 ・ 日 数</th><th rowspan="2">コード</th></tr><tr><th>測量主任技師</th><th>測量技師補</th><th>測量技師助手</th><th>測量補助員</th><th>計</th><th>測量主任技師</th><th>測量技師補</th><th>測量技師助手</th><th>測量補助員</th><th>計</th><th>測量主任技師</th><th>測量技師補</th><th>測量技師助手</th><th>測量補助員</th><th>計</th></tr><tr><td>1 業務 当り</td><td>作業計画</td><td>0.5</td><td>0.3</td><td>0.2</td><td>0.3</td><td></td><td>内</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>0.5</td><td>0.3</td><td>0.2</td><td>0.3</td><td>1.3</td><td>SWS1790</td></tr><tr><td rowspan="5">0.1km² 当り</td><td>評定点及び 検証点の設 置・観測</td><td></td><td>4.7</td><td>1.1</td><td>3.3</td><td>1.1</td><td>外</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>4.7</td><td>1.1</td><td>3.3</td><td>1.1</td><td>10.2</td><td>SWS1800</td></tr><tr><td>U A V による 空中撮影</td><td></td><td>3.2</td><td></td><td>2.0</td><td>0.9</td><td>外</td><td></td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>3.2</td><td></td><td>2.0</td><td>0.9</td><td>6.1</td><td>SWS1810</td></tr><tr><td>三次元形状 復元(オリジナルデータの 作成)</td><td></td><td></td><td></td><td>3.7</td><td></td><td>内</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>3.7</td><td></td><td>3.7</td><td>SWS1820</td></tr><tr><td>デジタルデータの 作成及び構造化</td><td>1.2</td><td>1.7</td><td>2.4</td><td>0.8</td><td></td><td>内</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>1.2</td><td>1.7</td><td>2.4</td><td>0.8</td><td></td><td>6.1</td><td>SWS1830</td></tr><tr><td>成果データファイル の作成</td><td>1.4</td><td>1.8</td><td>1.3</td><td>0.7</td><td></td><td>内</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>1.4</td><td>1.8</td><td>1.3</td><td>0.7</td><td></td><td>5.2</td><td>SWS1840</td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>内 外業計</td><td></td><td>7.9</td><td>1.1</td><td>5.3</td><td>2.0</td><td>外</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>7.9</td><td>1.1</td><td>5.3</td><td>2.0</td><td>16.3</td><td></td><td></td></tr><tr><td>内 内業計</td><td>3.1</td><td>3.8</td><td>7.6</td><td>1.8</td><td></td><td>内</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3.1</td><td>3.8</td><td>7.6</td><td>1.8</td><td></td><td>16.3</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>3.1</td><td>11.7</td><td>8.7</td><td>7.1</td><td>2.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3.1</td><td>11.7</td><td>8.7</td><td>7.1</td><td>2.0</td><td>32.6</td><td></td></tr></table> (注) 1. 本歩掛の適用範囲は測定面積 0.2km²以下とする。 2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。 3. 標定点及び検証点の設置・観測については対空標識の設置・撤去を含む。 4. 基準点測量（基準点の設置）は、別途計上する。 5. 縦横断面データファイル作成（サーフェスモデル作成含む）を行う場合は、0.1km²あたり内業として測量主任技師 1.1 人・日、測量技師 2.5 人・日、測量技師補 2.3 人・日、測量助手 0.6 人・日を計上（編成は各 1 人）し、別途定める「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル（案）」に基づくものとする。なお、数地図化が必要な場合は別途計上する。 6. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における作業量に対する割合」に基づき別途計上する。 7. 本歩掛のうち作業計画については、UAV 写真点群測量の作業計画に係る費用以外は含まない。	標準 作業量	作業 工程	所 要 日 数					内 外 業 の 別	編 成					延 人 ・ 日 数					コード	測量主任技師	測量技師補	測量技師助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師補	測量技師助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師補	測量技師助手	測量補助員	計	1 業務 当り	作業計画	0.5	0.3	0.2	0.3		内	1	1	1	1	4	0.5	0.3	0.2	0.3	1.3	SWS1790	0.1km ² 当り	評定点及び 検証点の設 置・観測		4.7	1.1	3.3	1.1	外		1	1	1	1	4	4.7	1.1	3.3	1.1	10.2	SWS1800	U A V による 空中撮影		3.2		2.0	0.9	外		1		1	1	3	3.2		2.0	0.9	6.1	SWS1810	三次元形状 復元(オリジナルデータの 作成)				3.7		内			1			1			3.7		3.7	SWS1820	デジタルデータの 作成及び構造化	1.2	1.7	2.4	0.8		内	1	1	1	1	4	1.2	1.7	2.4	0.8		6.1	SWS1830	成果データファイル の作成	1.4	1.8	1.3	0.7		内	1	1	1	1	4	1.4	1.8	1.3	0.7		5.2	SWS1840		内 外業計		7.9	1.1	5.3	2.0	外						7.9	1.1	5.3	2.0	16.3			内 内業計	3.1	3.8	7.6	1.8		内						3.1	3.8	7.6	1.8		16.3		合計	3.1	11.7	8.7	7.1	2.0							3.1	11.7	8.7	7.1	2.0	32.6		第 12 節 三次元点群測量（国基） 12-1 U A V 写真点群測量 (1) 標準歩掛等 <table><tr><th rowspan="2">標準 作業量</th><th rowspan="2">作業 工程</th><th colspan="5">所 要 日 数</th><th rowspan="2">内 外 業 の 別</th><th colspan="5">編 成</th><th colspan="5">延 人 ・ 日 数</th><th rowspan="2">コード</th></tr><tr><th>測量主任技師</th><th>測量技師補</th><th>測量技師助手</th><th>測量補助員</th><th>計</th><th>測量主任技師</th><th>測量技師補</th><th>測量技師助手</th><th>測量補助員</th><th>計</th><th>測量主任技師</th><th>測量技師補</th><th>測量技師助手</th><th>測量補助員</th><th>計</th></tr><tr><td>1 業務 当り</td><td>作業計画</td><td>0.5</td><td>0.3</td><td>0.2</td><td>0.3</td><td></td><td>内</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>0.5</td><td>0.3</td><td>0.2</td><td>0.3</td><td>1.3</td><td>SWS1790</td></tr><tr><td rowspan="6">0.1km² 当り</td><td>評定点及び 検証点の設 置・観測</td><td></td><td>4.7</td><td>1.1</td><td>3.3</td><td>1.1</td><td>外</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>4.7</td><td>1.1</td><td>3.3</td><td>1.1</td><td>10.2</td><td>SWS1800</td></tr><tr><td>U A V による 空中撮影</td><td></td><td>3.2</td><td></td><td>2.0</td><td>0.9</td><td>外</td><td></td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>3.2</td><td></td><td>2.0</td><td>0.9</td><td>6.1</td><td>SWS1810</td></tr><tr><td>三次元形状 復元(オリジナルデータの 作成)</td><td></td><td></td><td></td><td>3.7</td><td></td><td>内</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>3.7</td><td></td><td>3.7</td><td>SWS1820</td></tr><tr><td>デジタルデータの 作成及び構造化</td><td>1.2</td><td>1.7</td><td>2.4</td><td>0.8</td><td></td><td>内</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>1.2</td><td>1.7</td><td>2.4</td><td>0.8</td><td></td><td>6.1</td><td>SWS1830</td></tr><tr><td>縦横断面データ ファイル作成</td><td>1.1</td><td>2.5</td><td>2.3</td><td>0.6</td><td></td><td>内</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1.1</td><td>2.5</td><td>2.3</td><td>0.6</td><td></td><td>6.5</td><td>SWS1835</td></tr><tr><td>成果データファイル の作成</td><td>1.4</td><td>1.8</td><td>1.3</td><td>0.7</td><td></td><td>内</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>1.4</td><td>1.8</td><td>1.3</td><td>0.7</td><td></td><td>5.2</td><td>SWS1840</td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>内 外業計</td><td></td><td>7.9</td><td>1.1</td><td>5.3</td><td>2.0</td><td>外</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>7.9</td><td>1.1</td><td>5.3</td><td>2.0</td><td>16.3</td><td></td><td></td></tr><tr><td>内 内業計</td><td>4.2</td><td>6.3</td><td>9.9</td><td>2.4</td><td></td><td>内</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4.2</td><td>6.3</td><td>9.9</td><td>2.4</td><td></td><td>22.8</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>4.2</td><td>14.2</td><td>11.0</td><td>7.7</td><td>2.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4.2</td><td>14.2</td><td>11.0</td><td>7.7</td><td>2.0</td><td>39.1</td><td></td></tr></table> (注) 1. 本歩掛の適用範囲は測定面積 0.2km²以下とする。 2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。 3. 標定点及び検証点の設置・観測については対空標識の設置・撤去を含む。 4. 基準点測量（基準点の設置）は、別途計上する。 5. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における作業量に対する割合」に基づき別途計上する。 6. 本歩掛のうち作業計画については、UAV 写真点群測量の作業計画に係る費用以外は含まない。	標準 作業量	作業 工程	所 要 日 数					内 外 業 の 別	編 成					延 人 ・ 日 数					コード	測量主任技師	測量技師補	測量技師助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師補	測量技師助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師補	測量技師助手	測量補助員	計	1 業務 当り	作業計画	0.5	0.3	0.2	0.3		内	1	1	1	1	4	0.5	0.3	0.2	0.3	1.3	SWS1790	0.1km ² 当り	評定点及び 検証点の設 置・観測		4.7	1.1	3.3	1.1	外		1	1	1	1	4	4.7	1.1	3.3	1.1	10.2	SWS1800	U A V による 空中撮影		3.2		2.0	0.9	外		1		1	1	3	3.2		2.0	0.9	6.1	SWS1810	三次元形状 復元(オリジナルデータの 作成)				3.7		内			1			1			3.7		3.7	SWS1820	デジタルデータの 作成及び構造化	1.2	1.7	2.4	0.8		内	1	1	1	1	4	1.2	1.7	2.4	0.8		6.1	SWS1830	縦横断面データ ファイル作成	1.1	2.5	2.3	0.6		内	1	1	1	1		1.1	2.5	2.3	0.6		6.5	SWS1835	成果データファイル の作成	1.4	1.8	1.3	0.7		内	1	1	1	1	4	1.4	1.8	1.3	0.7		5.2	SWS1840		内 外業計		7.9	1.1	5.3	2.0	外						7.9	1.1	5.3	2.0	16.3			内 内業計	4.2	6.3	9.9	2.4		内						4.2	6.3	9.9	2.4		22.8		合計	4.2	14.2	11.0	7.7	2.0							4.2	14.2	11.0	7.7	2.0	39.1		
標準 作業量	作業 工程			所 要 日 数						内 外 業 の 別	編 成					延 人 ・ 日 数					コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		測量主任技師	測量技師補	測量技師助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師補	測量技師助手		測量補助員	計	測量主任技師	測量技師補	測量技師助手	測量補助員	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1 業務 当り	作業計画	0.5	0.3	0.2	0.3		内	1	1	1	1	4	0.5	0.3	0.2	0.3	1.3	SWS1790																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
0.1km ² 当り	評定点及び 検証点の設 置・観測		4.7	1.1	3.3	1.1	外		1	1	1	1	4	4.7	1.1	3.3	1.1	10.2	SWS1800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	U A V による 空中撮影		3.2		2.0	0.9	外		1		1	1	3	3.2		2.0	0.9	6.1	SWS1810																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	三次元形状 復元(オリジナルデータの 作成)				3.7		内			1			1			3.7		3.7	SWS1820																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	デジタルデータの 作成及び構造化	1.2	1.7	2.4	0.8		内	1	1	1	1	4	1.2	1.7	2.4	0.8		6.1	SWS1830																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	成果データファイル の作成	1.4	1.8	1.3	0.7		内	1	1	1	1	4	1.4	1.8	1.3	0.7		5.2	SWS1840																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	内 外業計		7.9	1.1	5.3	2.0	外						7.9	1.1	5.3	2.0	16.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	内 内業計	3.1	3.8	7.6	1.8		内						3.1	3.8	7.6	1.8		16.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	合計	3.1	11.7	8.7	7.1	2.0							3.1	11.7	8.7	7.1	2.0	32.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
標準 作業量	作業 工程	所 要 日 数					内 外 業 の 別	編 成					延 人 ・ 日 数					コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		測量主任技師	測量技師補	測量技師助手	測量補助員	計		測量主任技師	測量技師補	測量技師助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師補	測量技師助手	測量補助員	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1 業務 当り	作業計画	0.5	0.3	0.2	0.3		内	1	1	1	1	4	0.5	0.3	0.2	0.3	1.3	SWS1790																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
0.1km ² 当り	評定点及び 検証点の設 置・観測		4.7	1.1	3.3	1.1	外		1	1	1	1	4	4.7	1.1	3.3	1.1	10.2	SWS1800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	U A V による 空中撮影		3.2		2.0	0.9	外		1		1	1	3	3.2		2.0	0.9	6.1	SWS1810																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	三次元形状 復元(オリジナルデータの 作成)				3.7		内			1			1			3.7		3.7	SWS1820																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	デジタルデータの 作成及び構造化	1.2	1.7	2.4	0.8		内	1	1	1	1	4	1.2	1.7	2.4	0.8		6.1	SWS1830																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	縦横断面データ ファイル作成	1.1	2.5	2.3	0.6		内	1	1	1	1		1.1	2.5	2.3	0.6		6.5	SWS1835																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	成果データファイル の作成	1.4	1.8	1.3	0.7		内	1	1	1	1	4	1.4	1.8	1.3	0.7		5.2	SWS1840																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	内 外業計		7.9	1.1	5.3	2.0	外						7.9	1.1	5.3	2.0	16.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	内 内業計	4.2	6.3	9.9	2.4		内						4.2	6.3	9.9	2.4		22.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	合計	4.2	14.2	11.0	7.7	2.0							4.2	14.2	11.0	7.7	2.0	39.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

3-132

12-2 地上レーザ測量

(1) 標準歩掛等

標準 作業量	作業工程	所 要 日 数					内 外 業 の 別	編 成					延 人 ・ 日 数					コード		
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
1 業務 当り	作業計画	0.7	0.6				内	1	1				2	0.7	0.6				1.3	SWS1850
0.1km ² 当り	評定点の 設置・観測	4.9		2.0	2.5		外		1		1	1	3	4.9		2.0	2.5	9.4		SWS1860
	地上レーザ 計測	7.6	8.0				外		1	1			2		7.6	8.0		15.6		SWS1870
	メッシュデータ 等の作成	1.0	3.0	4.2			内	1	1	1			3	1.0	3.0	4.2		8.2		SWS1880
	成果データファイル の作成	1.1	4.4	6.4			内	1	1	1			3	1.1	4.4	6.4		11.9		SWS1890
	内 訳	外業計	12.5	8.0	2.0	2.5	外							12.5	8.0	2.0	2.5	25.0		
		内業計	2.8	8.0	10.6		内							2.8	8.0	10.6		21.4		
	合計	2.8	20.5	18.6	2.0	2.5								2.8	20.5	18.6	2.0	2.5	46.4	

(注) 1. 本歩掛の適用範囲は測定面積 0.2km²以下とする。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 基準点測量（基準点の設置）は、別途計上する。
4. 縦横断面データファイル作成（サーフェスモデル作成含む）を行う場合は、0.1km²あたり内業として測量主任技師 1.0 人・日、測量技師 2.9 人・日、測量技師補 5.3 人・日を計上（編成は各 1 人）し、別途定める「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル（案）」に基づくものとする。なお、数値図化が必要な場合は別途計上する。
5. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における作業量に対する割合」に基づき別途計上する。
6. 本歩掛のうち作業計画については、地上レーザ測量の作業計画に係る費用以外は含まない。

12-2 地上レーザ測量

(1) 標準歩掛等

標準 作業量	作業工程	所 要 日 数					内 外 業 の 別	編 成					延 人 ・ 日 数					コード		
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			
1 業務 当り	作業計画	0.7	0.6				内	1	1				2	0.7	0.6				1.3	SWS1850
0.1km ² 当り	評定点の 設置・観測	4.9		2.0	2.5		外		1		1	1	3	4.9		2.0	2.5	9.4		SWS1860
	地上レーザ 計測	7.6	8.0				外		1	1			2		7.6	8.0		15.6		SWS1870
	メッシュデータ 等の作成	1.0	3.0	4.2			内	1	1	1			3	1.0	3.0	4.2		8.2		SWS1880
	縦横断面データ ファイル作成	1.0	2.9	5.3			内	1	1	1				1.0	2.9	5.3		9.2	SWS1885	
	内 訳	外業計	12.5	8.0	2.0	2.5	外							12.5	8.0	2.0	2.5	25.0		
		内業計	3.8	10.9	15.9		内							3.8	10.9	15.9		30.6		
	合計	3.8	23.4	23.9	2.0	2.5								3.8	23.4	23.9	2.0	2.5	55.6	

(注) 1. 本歩掛の適用範囲は測定面積 0.2km²以下とする。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 基準点測量（基準点の設置）は、別途計上する。
4. 数値図化が必要な場合は別途計上する。
5. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における作業量に対する割合」に基づき別途計上する。
6. 本歩掛のうち作業計画については、地上レーザ測量の作業計画に係る費用以外は含まない。

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号

3-133

現

行

改

定

備考

12-3 UAV レーザ測量

(1) 標準歩掛等

標準 作業量	作業工程	所要日数					内	編成					延人日数	コード				
		測量主任技師	測量技師	測量技師補助員	測量補助員	外業の別		測量主任技師	測量技師	測量技師補助員	測量補助員	計						
1 業務 当り	作業計画	1.3	1.2	0.6			内	1	1	1		3	1.3	1.2	0.6		3.1	SWS1955
0.1km ² 当り	調整点および検証点の設置		4.7	2.5	2.7		外		1	1	1	3		4.7	2.5	2.7	9.9	SWS1960
	UAV レーザ計測		3.1	2.0	2.9		外		1	1	1	3		3.1	2.0	2.9	8.0	SWS1965
	点群編集		11.8	10.3	10.4		内		1	1	1	3		11.8	10.3	10.4	32.5	SWS1970
	三次元点群データファイルの作成		1.8	3.3			内		1	1		2		1.8	3.3		5.1	SWS1975
	数値地形図データファイルの作成		3.7	5.9			内		1	1		2		3.7	5.9		9.6	SWS1980
内訳	外業計		7.8	4.5	5.6		外		2	2	2	6		7.8	4.5	5.6	17.9	
	内業計	1.3	18.5	20.1	10.4		内	1	4	4	1	9	1.3	18.5	20.1	10.4	50.3	
	合計	1.3	26.3	24.6	16			1	6	6	3	16	1.3	26.3	24.6	16	68.2	

(注) 1. 本歩掛の適用範囲は測定面積 0.2km² 以下とする。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 標定点および検証点の設置・観測については対空標識の設置・撤去を含む。
4. 基準点測量（基準点の設置）は、別途計上する。
5. 機械経費、通信運搬費等、材料費については別途計上する。
6. 本歩掛のうち作業計画については、UAV レーザ測量の作業計画に係る費用以外は含まない。
7. 本歩掛には、「グリッドデータ」、「グラウンドデータ」、「等高線データ」、「縦横断面図データファイル」に係る作成費用は含まない。

12-3 UAV レーザ測量

(1) 標準歩掛等

標準 作業量	作業工程	所要日数					内	編成					延人日数	コード				
		測量主任技師	測量技師	測量技師補助員	測量補助員	外業の別		測量主任技師	測量技師	測量技師補助員	測量補助員	計						
1 業務 当り	作業計画	0.9	0.8	0.5			内	1	1	1		3	0.9	0.8	0.5		2.2	SWS1955
0.1km ² 当り	現地踏査		1.9	1.7			外		1	1		2		1.9	1.7		3.6	SWS1960
	計測計画の作成	0.5	1.4	0.6			内		1	1	1	3	0.5	1.4	0.6		2.5	SWS1965
	固定局の設置		1.3	0.9			内		1	1		2		1.3	0.9		2.2	SWS1970
	調整点の設置		2.7	2.5	3.2		外		1	1	1	3		2.7	2.5	3.2	8.4	SWS1985
	計測		3.6	3.4	4.1		外		1	1	1	3		3.6	3.4	4.1	11.1	SWS1990
	オリジナルデータの作成		5.3	5.9	4.9		内		1	1	1	3		5.3	5.9	4.9	16.1	SWS1995
	その他の成果データ作成		9.4	10.9	7.8		内		1	1	1	3		9.4	10.9	7.8	28.1	SWS1975
	成果等の整理		4.6	5.6			内		1	1		2		4.6	5.6		10.2	SWS1980
	合計	1.4	31.0	32.0	20.2								24	1.4	31.0	32.0	20.0	84.4

(注) 1. 本歩掛の適用範囲は測定面積 0.2km² 以下とする。
2. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
3. 作業計画には、「成果品の要求仕様の策定」、「作業仕様の策定」を含む。
4. 調整点の設置については対空標識の設置・撤去を含む。
5. オリジナルデータの作成には、「最適軌跡解析」を含む。
6. 成果等の整理には、「成果データファイルの作成」、「品質評価」を含む。
7. 基準点測量（基準点の設置）は、別途計上する。
8. 機械経費、通信運搬費等、材料費については別途計上する。

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行				改 定				備 考	
3-156	第 15 節 機械経費等				第 15 節 機械経費等					
	15-1 機械経費，通信運搬費等，材料費				15-1 機械経費，通信運搬費等，材料費					
	(1) 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合				(1) 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合					
	作業	作業名	機械 経费率	通信運搬 費等率	材料 费率	作業	作業名	機械 経费率	通信運搬 費等率	材料 费率
	3-1-1	1 級基準点測量 新点 5 点	12.0%	1.5%	2.5%	3-1-1	1 級基準点測量 新点 5 点	14.0%	1.0%	2.5%
	3-2-1-1	2 級基準点測量 新点 10 点 伐採有り	9.0%	5.5%	2.0%	3-2-1-1	2 級基準点測量 新点 10 点 伐採有り	10.0%	5.5%	2.0%
	3-2-1-2	2 級基準点測量 新点 10 点 伐採なし	9.5%	1.5%	2.0%	3-2-1-2	2 級基準点測量 新点 10 点 伐採なし	11.0%	1.5%	2.0%
	3-3-1-1	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採有り 永久標識設置有り	2.5%	3.5%	1.0%	3-3-1-1	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採有り 永久標識設置有り	2.5%	3.5%	1.0%
	3-3-1-2	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採有り 永久標識設置なし	2.5%	3.5%	1.0%	3-3-1-2	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採有り 永久標識設置なし	2.5%	3.5%	1.0%
	3-3-1-3	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採なし 永久標識設置有り	2.5%	1.5%	1.0%	3-3-1-3	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採なし 永久標識設置有り	2.5%	1.5%	1.0%
	3-3-1-4	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採なし 永久標識設置なし	2.5%	1.5%	1.0%	3-3-1-4	3 級基準点測量 新点 20 点 伐採なし 永久標識設置なし	2.5%	1.5%	1.0%
	3-4-1-1	4 級基準点測量 新点 35 点 永久標識設置なし 伐採有り	2.5%	6.5%	2.0%	3-4-1-1	4 級基準点測量 新点 35 点 永久標識設置なし 伐採有り	2.5%	6.5%	2.0%
	3-4-1-2	4 級基準点測量 新点 35 点 永久標識設置なし 伐採なし	2.5%	2.5%	2.0%	3-4-1-2	4 級基準点測量 新点 35 点 永久標識設置なし 伐採なし	3.0%	2.5%	2.0%
	3-5-1	基準点設置 新点 10 点 地上埋設（普通）	1.5%	2.5%	14.0%	3-5-1	基準点設置 新点 10 点 地上埋設（普通）	1.5%	2.5%	14.0%
	3-5-2	基準点設置 新点 10 点 地上埋設（上面舗装）	1.5%	2.5%	14.5%	3-5-2	基準点設置 新点 10 点 地上埋設（上面舗装）	1.5%	2.5%	15.0%
	3-5-3	基準点設置 新点 10 点 地下埋設	1.5%	2.5%	11.0%	3-5-3	基準点設置 新点 10 点 地下埋設	1.5%	2.5%	11.0%
	3-5-4	基準点設置 新点 10 点 屋上埋設	2.0%	1.5%	9.0%	3-5-4	基準点設置 新点 10 点 屋上埋設	2.0%	1.5%	9.0%
	3-5-5	基準点設置 新点 10 点 コンクリート杭設置	2.0%	2.0%	5.0%	3-5-5	基準点設置 新点 10 点 コンクリート杭設置	2.0%	2.0%	5.5%
	4-1-1	水準測量 1 級水準測量観測（レベル等による）	9.0%	0.5%	1.0%	4-1-1	水準測量 1 級水準測量観測（レベル等による）	8.5%	0.5%	0.5%
	4-1-2	水準測量 2 級水準測量観測（レベル等による）	5.5%	1.0%	1.0%	4-1-2	水準測量 2 級水準測量観測（レベル等による）	5.5%	1.0%	1.0%
	4-1-3	水準測量 3 級水準測量観測（レベル等による）	3.0%	0.5%	1.5%	4-1-3	水準測量 3 級水準測量観測（レベル等による）	3.0%	0.5%	1.5%
	4-1-4	水準測量 4 級水準測量観測（レベル等による）	2.5%	1.0%	3.5%	4-1-4	水準測量 4 級水準測量観測（レベル等による）	2.5%	1.0%	3.0%
	4-2-1	水準点設置 水準点設置（永久標識）	2.0%	1.5%	18.0%	4-2-1	水準点設置 水準点設置（永久標識）	2.0%	1.5%	18.0%
	4-2-2	水準点設置 水準点設置（永久標識以外）	1.5%	4.5%	2.5%	4-2-2	水準点設置 水準点設置（永久標識以外）	1.5%	4.0%	2.5%
	5-1	路線測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%	5-1	路線測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%
	5-2	路線測量 現地踏査	1.5%	0.0%	6.5%	5-2	路線測量 現地踏査	1.5%	0.0%	6.5%
	5-3	路線測量 伐採	1.0%	0.0%	1.5%	5-3	路線測量 伐採	1.0%	0.0%	1.5%

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行					改 定					備 考
3-157											
	作業	作業名	機械 経费率	通信運搬 費等率	材料 费率	作業	作業名	機械 経费率	通信運搬 費等率	材料 费率	
	5-4	路線測量 線形決定（条件点の観測）	4.0%	0.0%	4.5%	5-4	路線測量 線形決定（条件点の観測）	5.5%	0.0%	5.0%	
	5-5	路線測量 線形決定	0.5%	0.0%	2.5%	5-5	路線測量 線形決定	1.0%	0.0%	2.0%	
	5-6	路線測量 I P 設置	4.0%	0.0%	3.0%	5-6	路線測量 I P 設置	5.0%	0.0%	3.5%	
	5-7	路線測量 中心線測量	4.0%	0.0%	5.5%	5-7	路線測量 中心線測量	1.5%	0.0%	6.0%	
	5-8	路線測量 仮BM設置測量	2.5%	0.0%	2.0%	5-8	路線測量 仮BM設置測量	2.0%	0.0%	2.0%	
	5-9	路線測量 縦断測量	2.5%	0.0%	3.0%	5-9	路線測量 縦断測量	2.0%	0.0%	3.0%	
	5-10	路線測量 横断測量	2.5%	0.0%	2.5%	5-10	路線測量 横断測量	2.5%	0.0%	2.5%	
	5-11	路線測量 詳細測量（縦断測量）	3.0%	0.0%	8.5%	5-11	路線測量 詳細測量（縦断測量）	2.5%	0.0%	8.5%	
	5-12	路線測量 詳細測量（横断測量）	2.5%	0.0%	5.5%	5-12	路線測量 詳細測量（横断測量）	2.5%	0.0%	5.0%	
	5-13	路線測量 用地幅杭設置測量	4.0%	0.0%	6.0%	5-13	路線測量 用地幅杭設置測量	5.0%	0.0%	6.5%	
	6-1-1	河川測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%	6-1-1	河川測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%	
	6-1-2	河川測量 現地踏査	1.0%	0.0%	6.0%	6-1-2	河川測量 現地踏査	1.0%	0.0%	6.0%	
	6-1-3	河川測量 距離標設置測量	5.0%	0.0%	20.0%	6-1-3	河川測量 距離標設置測量	6.0%	0.0%	22.0%	
	6-1-4	河川測量 水準基標測量	5.5%	0.0%	0.5%	6-1-4	河川測量 水準基標測量	5.5%	0.0%	0.5%	
	6-1-5	河川測量 河川定期縦断測量 直接水準	3.0%	0.0%	5.5%	6-1-5	河川測量 河川定期縦断測量 直接水準	2.5%	0.0%	5.5%	
	6-1-6	河川測量 河川定期横断測量 直接水準（平地）	2.5%	0.0%	1.0%	6-1-6	河川測量 河川定期横断測量 直接水準（平地）	2.0%	0.0%	1.0%	
	6-1-7	河川測量 河川定期横断測量 複写	9.0%	0.0%	12.0%	6-1-7	河川測量 河川定期横断測量 複写	8.0%	0.0%	11.0%	
	6-1-8	河川測量 河川定期横断測量 直接水準（山地）	3.5%	0.0%	1.5%	6-1-8	河川測量 河川定期横断測量 直接水準（山地）	3.0%	0.0%	1.5%	
	6-1-9	河川測量 河川定期横断測量 間接水準（山地）	3.0%	0.0%	2.0%	6-1-9	河川測量 河川定期横断測量 間接水準（山地）	4.0%	0.0%	2.0%	
	6-1-10	河川測量 法線測量	4.5%	0.0%	3.5%	6-1-10	河川測量 法線測量	5.0%	0.0%	4.0%	
	7-1	深浅測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%	7-1	深浅測量 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%	
	7-2-1-1	深浅測量 ダム・貯水池深浅測量	1.5%	0.0%	2.5%	7-2-1-1	深浅測量 ダム・貯水池深浅測量	2.0%	0.0%	2.0%	
	7-2-1-2	深浅測量 ダム・貯水池深浅測量＋音響測深機	2.5%	0.0%	2.5%	7-2-1-2	深浅測量 ダム・貯水池深浅測量＋音響測深機	3.0%	0.0%	2.5%	
	7-3-1-1	深浅測量 河川深浅測量	2.0%	0.0%	2.5%	7-3-1-1	深浅測量 河川深浅測量	2.5%	0.0%	2.5%	
	7-3-1-2	深浅測量 河川深浅測量＋音響測深機	3.5%	0.0%	2.5%	7-3-1-2	深浅測量 河川深浅測量＋音響測深機	4.0%	0.0%	2.5%	

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行					改 定					備 考
3-158											
	作業	作業名	機械 経費率	通信運搬 費等率	材料 費率	作業	作業名	機械 経費率	通信運搬 費等率	材料 費率	
	7-4-1-1	深浅測量 海岸深浅測量	2.5%	0.0%	2.5%	7-4-1-1	深浅測量 海岸深浅測量	3.0%	0.0%	2.5%	
	7-4-1-2	深浅測量 海岸深浅測量＋音響測深機	4.5%	0.0%	2.5%	7-4-1-2	深浅測量 海岸深浅測量＋音響測深機	5.0%	0.0%	2.5%	
	8-3-1-1	撮影 撮影（デジタル） 撮影計画	0.0%	0.0%	0.5%	8-3-1-1	撮影 撮影（デジタル） 撮影計画	0.5%	0.0%	0.5%	
	8-3-1-2	撮影 撮影（デジタル） 総運航				8-3-1-2	撮影 撮影（デジタル） 総運航				
	8-3-1-3	撮影 撮影（デジタル） 撮影				8-3-1-3	撮影 撮影（デジタル） 撮影				
	8-3-1-4	撮影 撮影（デジタル） 滞留	0.0%	1.5%	0.0%	8-3-1-4	撮影 撮影（デジタル） 滞留	0.0%	1.0%	0.0%	
	8-3-1-5	撮影 撮影（デジタル） GNSS/IMU 計算	0.5%	0.0%	0.0%	8-3-1-5	撮影 撮影（デジタル） GNSS/IMU 計算	1.0%	0.0%	0.0%	
	8-3-1-6	撮影 撮影（デジタル） 数値写真作成	53.5%	0.0%	16.0%	8-3-1-6	撮影 撮影（デジタル） 数値写真作成	51.0%	0.0%	15.5%	
	8-4-1	標定点及び同時調整 対空標識の設置 （写真縮尺 1/10,000～12,500）	1.0%	0.5%	2.0%	8-4-1	標定点及び同時調整 対空標識の設置 （写真縮尺 1/10,000～12,500）	1.0%	0.5%	2.0%	
	8-4-2	標定点測量及び同時調整 標定点測量	8.5%	0.0%	0.5%	8-4-2	標定点測量及び同時調整 標定点測量	10.0%	0.0%	0.5%	
	8-4-3	標定点測量及び同時調整 簡易水準測量	5.5%	0.5%	0.5%	8-4-3	標定点測量及び同時調整 簡易水準測量	5.5%	0.5%	0.5%	
	8-4-5	標定点測量及び同時調整 同時調整	31.5%	0.0%	0.0%	8-4-5	標定点測量及び同時調整 同時調整	34.0%	0.0%	0.0%	
	8-5-1-1	数値図化 数値図化 レベル 1,000 作業計画	0.5%	0.0%	0.0%	8-5-1-1	数値図化 数値図化 レベル 1,000 作業計画	1.0%	0.0%	0.0%	
	8-5-1-2	数値図化 数値図化 レベル 1,000 現地調査	2.5%	0.5%	2.0%	8-5-1-2	数値図化 数値図化 レベル 1,000 現地調査	3.0%	0.5%	2.0%	
	8-5-1-3	数値図化 数値図化 レベル 1,000 数値図化	35.5%	0.0%	0.5%	8-5-1-3	数値図化 数値図化 レベル 1,000 数値図化	36.5%	0.0%	0.5%	
	8-5-1-4	数値図化 数値図化 レベル 1,000 数値編集	12.5%	0.0%	0.5%	8-5-1-4	数値図化 数値図化 レベル 1,000 数値編集	11.5%	0.0%	0.5%	
	8-5-1-5	数値図化 数値図化 レベル 1,000 補測編集	7.5%	0.5%	3.0%	8-5-1-5	数値図化 数値図化 レベル 1,000 補測編集	7.5%	0.5%	2.5%	
	8-5-1-6	数値図化 数値図化 レベル 1,000 数値地形図 データファイルの作成	16.0%	0.0%	0.0%	8-5-1-6	数値図化 数値図化 レベル 1,000 数値地形図 データファイルの作成	14.5%	0.0%	0.0%	
	8-5-2-1	数値図化 数値図化 レベル 2,500 作業計画	0.0%	0.0%	0.0%	8-5-2-1	数値図化 数値図化 レベル 2,500 作業計画	0.5%	0.0%	0.0%	
	8-5-2-2	数値図化 数値図化 レベル 2,500 現地調査	2.0%	0.5%	2.0%	8-5-2-2	数値図化 数値図化 レベル 2,500 現地調査	2.0%	0.5%	2.0%	
	8-5-2-3	数値図化 数値図化 レベル 2,500 数値図化	49.0%	0.0%	0.5%	8-5-2-3	数値図化 数値図化 レベル 2,500 数値図化	51.0%	0.0%	0.5%	
	8-5-2-4	数値図化 数値図化 レベル 2,500 数値編集	14.0%	0.0%	0.0%	8-5-2-4	数値図化 数値図化 レベル 2,500 数値編集	12.5%	0.0%	0.0%	
	8-5-2-5	数値図化 数値図化 レベル 2,500 補測編集	7.5%	0.5%	1.5%	8-5-2-5	数値図化 数値図化 レベル 2,500 補測編集	7.5%	0.5%	1.5%	
	8-5-2-6	数値図化 数値図化 レベル 2,500 数値地形図 データファイルの作成	24.0%	0.0%	0.0%	8-5-2-6	数値図化 数値図化 レベル 2,500 数値地形図 データファイルの作成	21.5%	0.0%	0.0%	

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行					改 定					備 考
3-159											
	作業	作業名	機械 経費率	通信運搬 費等率	材料 費率	作業	作業名	機械 経費率	通信運搬 費等率	材料 費率	
	9-1-1	現地測量 現地測量（作業計画）（S=1/500）	0.0%	0.0%	0.0%	9-1-1	現地測量 現地測量（作業計画）（S=1/500）	0.0%	0.0%	0.0%	
	9-1-2	現地測量 現地測量（S=1/500）	5.0%	0.5%	2.0%	9-1-2	現地測量 現地測量（S=1/500）	6.0%	0.5%	2.0%	
	10-2-1-1	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 全体計画	1.0%	0.0%	0.0%	10-2-1-1	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 全体計画	1.0%	0.0%	0.0%	
	10-2-1-2	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 計測計画	10.0%	0.0%	5.0%	10-2-1-2	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 計測計画	8.5%	0.0%	4.5%	
	10-2-1-3	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 総運航				10-2-1-3	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 総運航				
	10-2-1-4	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 計測				10-2-1-4	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 計測				
	10-2-1-5	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 滞留	0.0%	1.5%	0.0%	10-2-1-5	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 滞留	0.0%	1.5%	0.0%	
	10-2-1-6	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 調整点の設置	32.5%	0.0%	1.0%	10-2-1-6	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 調整点の設置	35.0%	0.0%	1.0%	
	10-2-1-7	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 点群データ及びオリジナルデータ作成	11.0%	0.0%	0.0%	10-2-1-7	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 点群データ及びオリジナルデータ作成	9.5%	0.0%	0.0%	
	10-2-1-8	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 グラウンドデータ作成	12.0%	0.0%	0.5%	10-2-1-8	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 グラウンドデータ作成	10.0%	0.0%	1.5%	
	10-2-1-9	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 グリッド（標高）データ 作成	11.5%	0.0%	0.0%	10-2-1-9	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 グリッド（標高）データ 作成	9.5%	0.0%	0.0%	
	10-2-1-10	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 等高線データ作成	11.0%	0.0%	0.0%	10-2-1-10	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 等高線データ作成	9.5%	0.0%	0.0%	
	10-2-1-11	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 成果データファイルの作成	10.5%	0.0%	2.0%	10-2-1-11	航空レーザ測量 数値図化 レベル1,000 成果データファイルの作成	9.0%	0.0%	2.0%	
	13-1	道路台帳平面図作成 外業				13-1	道路台帳平面図作成 外業				

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
4-3	(ハ) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。 なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。	(ハ) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含む。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。	
4-11	6) 保孔材料、標本箱等は含むものとする。	6) 保孔材料、試料箱（コア箱）等は含むものとする。	

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
4-48	(3) 現況軟弱地盤の解析 1) 地盤の破壊にかかわる検討 設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討を含む）等を実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定する。 2) 地盤の変形にかかわる検討 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定する。 3) 地盤の圧密沈下にかかわる検討 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対する沈下時間を算定する。 4) 地盤の液状化にかかわる検討 広範囲の地質地盤を対象に土質定数及び地震条件に基づき、液状化強度、地震時剪断応力比から、液状化に対する抵抗率F Lを求め、判定を行う。 (4) 検討対策工法の選定 当該地質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工を抽出し、各工法の特・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定する。	(3) 現況軟弱地盤の解析 1) 地盤の破壊にかかわる検討 設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討を含む）等を実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定する。 2) 地盤の変形にかかわる検討 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定する。 3) 地盤の圧密沈下にかかわる検討 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対する沈下時間を算定する。 4) 地盤の液状化にかかわる検討 広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時剪断応力比から、液状化に対する抵抗率F L値を求め、液状化判定を行う。 (4) 検討対策工法の選定 当該地質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特・経済性を概略的に比較検討の上、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定する。	

ページ番号

4-53

現

行

2-5-3 地下水位測定

※本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

1) 設 置

SWG3180 (1孔当り)

種 別	細 別	単 位	数 量	摘 要
人 件 費	地 質 調 査 技 師	人	0.4	
	主任地質調査員	〃	0.5	
	地 質 調 査 員	〃	0.7	
材 料 費		式	1	人件費の73%

(注) 材料費には次のものを含む。塩ビパイプ、固定金具、収納箱、雑品。

2) 観 測

SWG3185 (1孔当り 1回当り)

種 別	細 別	単 位	数 量	摘 要
人 件 費	主任地質調査員	人	0.07	
	地 質 調 査 員	〃	0.07	
材 料 費	雑 品	式	1	人件費の8%
機械損料	地 下 水 位 計	孔・日		

(注) 機械損料＝延べ供用日数×日当り損料

3) 資料整理

SWG3190 (1孔当り 1回当り)

種 別	細 別	単 位	数 量	摘 要
人 件 費	主任地質調査員	人	0.2	
材 料 費	雑 品	式	1	人件費の7%

改

定

2-5-3 地下水位測定

※本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

1) 設 置

SWG3180 (1孔当り)

種 別	細 別	単 位	数 量	摘 要
人 件 費	地 質 調 査 技 師	人	0.4	
	主任地質調査員	〃	0.5	
	地 質 調 査 員	〃	0.7	
材 料 費		式	1	人件費の73%

(注) 材料費には次のものを含む。塩ビパイプ、固定金具、収納箱、雑品。

2) 観 測

SWG3185 (1孔当り 1回当り)

種 別	細 別	単 位	数 量	摘 要
人 件 費	主任地質調査員	人	0.1	
	地 質 調 査 員	〃	0.1	
材 料 費	雑 品	式	1	人件費の8%
機械損料	地 下 水 位 計	孔・日		

(注) 機械損料＝延べ供用日数×日当り損料

3) 資料整理

SWG3190 (1孔当り 1回当り)

種 別	細 別	単 位	数 量	摘 要
人 件 費	地 質 調 査 技 師	人	0.1	
	主任地質調査員	〃	0.2	
	地 質 調 査 員	〃	0.1	
材 料 費	雑 品	式	1	人件費の7%

備考

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

4-57

2-5-5-3パイプ式歪計による調査

※本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議にかかわる作業時間も含む。

1)設置

SWG3070(1孔当り)

種別	細別	単位	数量	備考
人件費	地質調査技師	人	0.5	
	主任地質調査員	〃	0.5	
	地質調査員	〃	1.5	
材料費	パイプ式歪計	本	注1	φ48mm, t 3.6mm
	リード線	m	注2	3芯
	雑品	式	1	材料費合計の21%

(注)1.パイプ歪計の算出は、次式による。
N(本数)=D(深度m)
2.リード線数量の算出は、次式による。(余裕長2.0mを含む)
①1方向2ゲージの場合
L(1孔当りリード線延長)=D(深度m)÷2(D(深度m)+4)
②2方向4ゲージの場合
L(1孔当りリード線延長)=[D(深度m)÷2(D(深度m)+4)]×2
3.パイプ式歪計はソケットレス仕様を標準とする。
4.本表は、1方向2ゲージまたは2方向4ゲージ、ゲージ間隔1.0m、深度30m以内の場合に適用し、これ以外の場合には別途計上する。
5.撤去を行う場合は別途計上する。

2)観測

SWG3070(1孔当り1回当り)

種別	細別	単位	数量	備考
人件費	主任地質調査員	人	0.06	
	地質調査員	〃	0.06	
材料費	雑品	式	1	人件費の1%
機械損料	静歪み指示計	台・日	0.04	

(注)1.本表は、1方向2ゲージまたは2方向4ゲージ、ゲージ間隔1.0m、観測深度30m以内の場合に適用し、これ以外の場合には別途計上する。

改定

2-5-5-3パイプ式歪計による調査

※本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議にかかわる作業時間も含む。

1)設置

SWG3070(1孔当り)

種別	細別	単位	数量	備考
人件費	地質調査技師	人	0.5	
	主任地質調査員	〃	0.5	
	地質調査員	〃	1.5	
材料費	パイプ式歪計	本	注1	φ48mm, t 3.6mm
	リード線	m	注2	3芯
	雑品	式	1	材料費合計の21%

(注)1.パイプ歪計の算出は、次式による。
N(本数)=D(深度m)
2.リード線数量の算出は、次式による。(余裕長2.0mを含む)
①1方向2ゲージの場合
L(1孔当りリード線延長)=D(深度m)÷2(D(深度m)+4)
②2方向4ゲージの場合
L(1孔当りリード線延長)=[D(深度m)÷2(D(深度m)+4)]×2
3.パイプ式歪計はソケットレス仕様を標準とする。
4.本表は、1方向2ゲージまたは2方向4ゲージ、ゲージ間隔1.0m、深度30m以内の場合に適用し、これ以外の場合には別途計上する。
5.撤去を行う場合は別途計上する。

2)観測

SWG3070(1孔当り1回当り)

種別	細別	単位	数量	備考
人件費	主任地質調査員	人	0.1	
	地質調査員	〃	0.1	
材料費	雑品	式	1	人件費の1%
機械損料	静歪み指示計	台・日	0.04	

(注)1.本表は、1方向2ゲージまたは2方向4ゲージ、ゲージ間隔1.0m、観測深度30m以内の場合に適用し、これ以外の場合には別途計上する。

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号

現行

改定

備考

4-58

3) 資料整理

SWG3070 (1 孔当り 1ヶ月当り)

種別	細別	単位	数量	備考
人件費	地質調査技師	人	0.1	
	主任地質調査員	〃	0.2	
	地質調査員	〃	0.3	
材料費	雑品	式	1	人件費の1%

(注) 1. 観測周期は7日を標準とするが、観測周期1日～15日の場合には本表を適用できる。

4-59

2) 観測

SWG3100 (1 孔当り 1回当り)

種別	細別	単位	数量	備考
人件費	主任地質調査員	人	0.1	
	地質調査員	〃	0.2	
材料費	雑品	式	1	人件費の1%
機械損料	孔内傾斜計	台・日	0.1	

(注) 1. 本表は、1方向または2方向で0.5m～1.0m間隔、深度50m以内の場合に適用し、これを超える場合には、別途計上する。

3) 資料整理

SWG3100 (1 孔当り 1ヶ月当り)

種別	細別	単位	数量	備考
人件費	地質調査技師	人	0.2	
	主任地質調査員	〃	0.5	
	地質調査員	〃	0.5	
材料費	雑品	式	1	人件費の1%

(注) 1. 観測周期は7日を標準とするが、観測周期7日～15日の場合には本表を適用できる。

3) 資料整理

SWG3070 (1 孔当り 1回当り)

種別	細別	単位	数量	備考
人件費	主任地質調査員	人	0.3	
	地質調査員	〃	0.2	
材料費	雑品	式	1	人件費の1%

(注) 1. 観測周期は7日を標準とするが、観測周期1日～15日の場合には本表を適用できる。

2) 観測

SWG3100 (1 孔当り 1回当り)

種別	細別	単位	数量	備考
人件費	主任地質調査員	人	0.2	
	地質調査員	〃	0.3	
材料費	雑品	式	1	人件費の1%
機械損料	孔内傾斜計	台・日	0.1	

(注) 1. 本表は、1方向または2方向で0.5m～1.0m間隔、深度50m以内の場合に適用し、これを超える場合には、別途計上する。

3) 資料整理

SWG3100 (1 孔当り 1回当り)

種別	細別	単位	数量	備考
人件費	地質調査技師	人	0.1	
	主任地質調査員	〃	0.4	
	地質調査員	〃	0.5	
材料費	雑品	式	1	人件費の1%

(注) 1. 観測周期は7日を標準とするが、観測周期7日～15日の場合には本表を適用できる。

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
5-2	ロ 間接原価 (イ) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。 ※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。 ハ 一般管理費等 業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。 一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。	ロ 間接原価 (イ) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 ※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。 ハ 業務原価 業務原価は直接原価及び間接原価からなる。 ニ 一般管理費等 業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。 一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。	

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

5-8

2-2-2 道路予備設計

2-2-2-1 道路予備設計（A）

(1) 標準歩掛

概略設計によって決定された路線について、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートの中心線を決定する業務とする。

なお、使用する図面は、空中写真図（1/1,000），作成する縦横断図は、20m ピッチとする。

SWD1010（1 km当り）

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画	1.5		1.0	1.0	1.5	1.0	
現 地 踏 査			1.0	0.5	0.5		
路 線 選 定			1.0	0.5	0.5	1.0	
設計図及び関係機関との協議資料作成				1.5	2.0	2.5	3.5
概 算 工 事 費 算 出				1.0	1.5	1.0	1.5
照 査		1.0	1.0				
報 告 書 作 成			1.0	0.5	1.0	1.0	
計	1.5	1.0	5.0	5.0	7.0	6.5	5.0

(注) 1. 交差する道路が2車線（対面）未満の交差点設計は含まれる。
2. 新設及び改良区間を対象とする。
3. 暫定計画の設計は含まない。
4. 設計延長は、構造物（橋梁、トンネル）等の延長も含め道路予備設計延長とする。
（この場合、構造物（延長50m以内）の一般図についても作成させるものとし、別途構造物予備設計は計上しない。）
5. 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の2%を計上する。

改 定

2-2-2 道路予備設計

2-2-2-1 道路予備設計（A）

(1) 標準歩掛

概略設計によって決定された路線について、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートの中心線を決定する業務とする。

なお、使用する図面は、空中写真図（1/1,000），作成する縦横断図は、20m ピッチとする。

SWD1010（1 km当り）

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費						
	主 任 技 術 者	技 師 長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技 術 員
設 計 計 画	0.8		1.4	1.4	1.0	0.6	
現 地 踏 査			1.4	1.2	1.0		
路 線 選 定			2.5	1.8	2.6	1.4	
設 計 図 作 成				1.8	2.8	3.0	4.1
関係機関との協議資料作成				0.9	1.1	0.8	0.9
概 算 工 事 費 算 出				1.2	2.0	2.0	1.5
照 査		1.1	1.6				
報 告 書 作 成			1.2	1.6	2.0	1.4	
計	0.8	1.1	8.1	9.9	12.5	9.2	6.5

(注) 1. 交差する道路が2車線（対面）未満の交差点設計は含まれる。
2. 新設及び改良区間を対象とする。
3. 暫定計画の設計は含まない。
4. 設計延長は、構造物（橋梁、トンネル）等の延長も含め道路予備設計延長とする。
（この場合、構造物（延長50m以内）の一般図についても作成させるものとし、別途構造物予備設計は計上しない。）
5. 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の2%を計上する。
6. 単独区間あたりの設計延長が1km未満の場合においては、次式によるものとする。
設計歩掛＝標準歩掛×（0.8×設計延長（km）＋0.2）
※単独区間毎に算定し、計上する。

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

5-10

2-2-2-3 道路予備設計（B）

(1) 標準歩掛

道路予備設計（A），或いは同修正設計より決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて図上での用地幅杭位置を決定する業務とする。

SWD1020（1 km当り）

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設 計 計 画	1.5		1.0	1.0	1.0	0.5	
現 地 踏 査			1.0	0.5	0.5		
縦 断 設 計				1.0	0.5	0.5	
横 断 設 計				1.0	0.5	0.5	1.5
道路付帯構造物及び小構造物設計						0.5	1.0
用 排 水 設 計						0.5	1.0
設計図及び関係機関との協議資料作成				1.0	1.5	2.0	4.0
用地幅杭計画					0.5	1.0	
概算工事費算出					1.0	1.5	2.5
照 査		1.0	1.0				
報 告 書 作 成			1.0	1.5	1.5	1.0	
計	1.5	1.0	4.0	6.0	7.0	8.0	10.0

(注) 1. 上記歩掛は，交差点予備設計と同時発注の場合も対象とする。
2. 交差する道路が2車線（対面）未満の交差点設計は含まれる。
3. 新設及び改良区間を対象とする。
4. 設計延長には，本線設計区間内における延長 20m 以上の構造物（橋梁，トンネル）は，その延長を控除する。
ただし，高架橋等において副道（4m 以上）が高架橋下にある場合は，その延長を控除せずに構造物予備設計及び道路予備設計（B）を副道車線分だけ計上するものとする。
5. 座標計算及び暫定計画の設計は，含まない。
6. 電子計算機使用料は，直接経費として直接人件費の2%を計上する。

2-2-2-3 道路予備設計（B）

(1) 標準歩掛

道路予備設計（A），或いは同修正設計より決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて図上での用地幅杭位置を決定する業務とする。

SWD1020（1 km当り）

職 種 区 分	直 接 人 件 費						
	主 任 技術者	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
設 計 計 画	0.8		1.0	1.4	0.7	0.4	
現 地 踏 査			0.9	1.1	1.0	0.6	
縦 断 設 計				1.3	0.9	1.7	
横 断 設 計				1.2	0.7	1.2	1.2
道路付帯構造物設計						2.3	
小 構 造 物 設 計						2.1	
用 排 水 設 計						2.2	2.0
設 計 図 作 成				0.8	1.1	2.8	3.3
関係機関との協議資料作成				0.9	0.9	1.8	1.2
用地幅杭計画					0.8	1.5	
概算工事費算出					0.8	2.3	2.2
照 査		1.1	1.6				
報 告 書 作 成			1.1	1.9	1.4	2.2	
計	0.8	1.1	4.6	8.6	8.3	21.1	9.9

(注) 1. 上記歩掛は，交差点予備設計と同時発注の場合も対象とする。
2. 交差する道路が2車線（対面）未満の交差点設計は含まれる。
3. 新設及び改良区間を対象とする。
4. 設計延長には，本線設計区間内における延長 20m 以上の構造物（橋梁，トンネル）は，その延長を控除する。
ただし，高架橋等において副道（4m 以上）が高架橋下にある場合は，その延長を控除せずに構造物予備設計及び道路予備設計（B）を副道車線分だけ計上するものとする。
5. 座標計算及び暫定計画の設計は，含まない。
6. 電子計算機使用料は，直接経費として直接人件費の2%を計上する。
7. 単独区間あたりの設計延長が1km 未満の場合においては，次式によるものとする。
設計歩掛＝標準歩掛×（0.8×設計延長（km）＋0.2）
※単独区間毎に算定し，計上する。

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考																																																		
5-113	注) 1. 本歩掛の適用範囲は原形復旧までとする。歩道等の景観を考慮した設計を行う場合は別途計上する。 2. 仮設構造物設計は標準歩掛に含まれる。 3. 設計場所の異なる場所を同時に設計する場合には、各々の場所毎に上記標準歩掛を適用し補正するものとする。 4. 設計延長とは、電線共同溝の実延長をいい、両側歩道に設置する場合には、道路延長×2のように計上する。	注) 1. 本歩掛の適用範囲は原形復旧までとする。歩道等の景観を考慮した設計を行う場合は別途計上する。 2. 仮設構造物設計は標準歩掛に含まれる。 3. 設計場所の異なる場所を同時に設計する場合には、各々の場所毎に上記標準歩掛を適用し補正するものとする。 4. 本歩掛における設計延長とは、電線共同溝を設置する道路延長とし、両側歩道に設置する場合は道路延長×2のように計上する。																																																			
5-116	3. 応力計算を伴う管路部、特殊部、地上機器部、仮設構造物の各設計を行う場合は、(2)各部設計を必要により計上するものとする。 4. 予備設計成果がない場合は標準歩掛の補正により補正し積算するものとする。 5. 河川横断、橋梁添架が伴う設計は、その箇所毎に別途計上する。 6. 設計場所の異なる場所を同時に設計する場所には、各々の場所毎に上記標準歩掛を適用し補正するものとする。 7. 設計延長とは、電線共同溝の実延長をいい、両側歩道に設置する場合には、道路延長×2のように計上する。 8. 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の2%を計上する。 9. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。	3. 応力計算を伴う管路部、特殊部、地上機器部、仮設構造物の各設計を行う場合は、(2)各部設計を必要により計上するものとする。 4. 予備設計成果がない場合は標準歩掛の補正により補正し積算するものとする。 5. 河川横断、橋梁添架が伴う設計は、その箇所毎に別途計上する。 6. 設計場所の異なる場所を同時に設計する場所には、各々の場所毎に上記標準歩掛を適用し補正するものとする。 7. 本歩掛における設計延長とは、電線共同溝を設置する道路延長とし、両側歩道に設置する場合は道路延長×2のように計上する。 8. 電子計算機使用料は、直接経費として直接人件費の2%を計上する。 9. 照査には、赤黄チェックによる照査も含む。																																																			
6-8	3-4 直接人件費 標準歩掛 (1) 計画準備 1) 業務計画書及び実施計画書作成 SWD2850 (1 業務当り) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分 \ 職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td rowspan="2">業務計画書及び実施計画書作成</td><td>100 橋未満</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td></td><td>6.0</td><td>5.0</td></tr><tr><td>100 橋以上</td><td>1.5</td><td>2.0</td><td></td><td>7.5</td><td>7.0</td></tr></table> (注) 資料収集を含む	区分 \ 職種		直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	業務計画書及び実施計画書作成	100 橋未満	1.5	1.5		6.0	5.0	100 橋以上	1.5	2.0		7.5	7.0	3-4 直接人件費 標準歩掛 (1) 計画準備 1) 業務計画書及び実施計画書作成 SWD2850 (1 業務当り) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分 \ 職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td rowspan="2">業務計画書及び実施計画書作成</td><td>100 橋未満</td><td>1.9</td><td>2.4</td><td>3.1</td><td>6.0</td><td>7.6</td></tr><tr><td>100 橋以上</td><td>1.5</td><td>2.0</td><td></td><td>7.5</td><td>7.0</td></tr></table> (注) 資料収集を含む	区分 \ 職種		直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	業務計画書及び実施計画書作成	100 橋未満	1.9	2.4	3.1	6.0	7.6	100 橋以上	1.5	2.0		7.5	7.0	
区分 \ 職種				直 接 人 件 費																																																	
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																															
業務計画書及び実施計画書作成	100 橋未満	1.5	1.5		6.0	5.0																																															
	100 橋以上	1.5	2.0		7.5	7.0																																															
区分 \ 職種		直 接 人 件 費																																																			
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																															
業務計画書及び実施計画書作成	100 橋未満	1.9	2.4	3.1	6.0	7.6																																															
	100 橋以上	1.5	2.0		7.5	7.0																																															

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号

6-9

現

(2) 現地踏査

SWD2870（10 橋当り）

区分 \ 職種		直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
現地踏査	外業	1.5		1.5	2.0	
	内業			2.0	1.5	1.5
	計	1.5		3.5	3.5	1.5

(注) 外業には橋梁間の移動時間も含む

(3) 関係機関との協議資料作成

SWD2880（10 機関当り）

区分 \ 職種		直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
関係機関との協議資料作成	外業			3.0	3.0	
	内業			4.0	2.5	1.5
	計			7.0	5.5	1.5

(注) 1. 外業は、関係機関協議及び不足する資料収集を行うもので、内業は、収集した資料等により、協議用資料及び説明用資料を作成するものである。
2. 外業には移動時間も含む。なお、移動に必要な経費（旅費交通費）は別途計上すること。

改

(2) 現地踏査

SWD2870（10 橋当り）

区分 \ 職種		直 接 人 件 費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
現 地 踏 査	外業	0.5		1.4	1.3	2.8	2.8	1.3
	内業					4.9	5.2	5.3
	計	0.5		1.4	1.3	7.7	8.0	6.6

(注) 外業には橋梁間の移動時間も含む。

(3) 関係機関との協議資料作成

SWD2880（10 機関当り）

区分 \ 職種		直 接 人 件 費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
関係機関との協議資料作成	外業	0.1		0.4	0.3	1.0	0.7	0.3
	内業					0.9	0.9	0.9
	計	0.1		0.4	0.3	1.9	1.6	1.2

(注) 1. 外業は、関係機関協議及び不足する資料収集を行うもので、内業は、収集した資料等により、協議用資料及び説明用資料を作成するものである。
2. 外業には移動時間も含む。なお、移動に必要な経費（旅費交通費）は別途計上すること。

備

R8. 4. 1改定

6-11

2) 特定の溝橋等以外

SWD2890（1 日当り）

区分 \ 職種		直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
定 期 点 検				1.3	1.5	1.0

(注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造の点検及び診断の歩掛である。

改

2) 特定の溝橋等以外

SWD2890（1 日当り）

区分 \ 職種		直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
定 期 点 検				1.4	1.3	1.2

(注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造等の点検及び診断の歩掛である。

備

R8. 4. 1改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現	行	改	定	備 考																																																																																														
6-12	(5) 点検調査作成 1) 定期点検(橋長 L=15m 以上) SWB2895 (1 日当り) <table><tr><th rowspan="2">区分 \ 職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>定期点検の点検調査作成</td><td></td><td></td><td>0.7</td><td>1.3</td><td>1.6</td></tr></table> (注) 1. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調査作成日数を定めるものとする。 2. 定期点検面積が 300㎡を超える場合の下限値は 1.6 日とする。 3. 定期点検面積及び調査作成日数は小数第 1 位 (小数第 2 位を四捨五入) とする。		区分 \ 職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	定期点検の点検調査作成			0.7	1.3	1.6	(5) 点検調査作成 1) 定期点検(橋長 L=15m 以上) SWB2895 (1 日当り) <table><tr><th rowspan="2">区分 \ 職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>定期点検の点検調査作成</td><td></td><td></td><td>0.7</td><td>1.1</td><td>1.2</td></tr></table> (注) 1. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調査作成日数を定めるものとする。 2. 定期点検面積が 300㎡を超える場合の下限値は 1.6 日とする。 3. 定期点検面積及び調査作成日数は小数第 1 位 (小数第 2 位を四捨五入) とする。		区分 \ 職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	定期点検の点検調査作成			0.7	1.1	1.2	R8. 4. 1改定																																																												
区分 \ 職種	直 接 人 件 費																																																																																																		
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																																														
定期点検の点検調査作成			0.7	1.3	1.6																																																																																														
区分 \ 職種	直 接 人 件 費																																																																																																		
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																																														
定期点検の点検調査作成			0.7	1.1	1.2																																																																																														
6-13	(6) 報告書作成 SWD2900 (1 日当り) <table><tr><th rowspan="2">区分 \ 職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>報告書作成</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.5</td></tr></table> (注) 作成日数は小数第 1 位 (小数第 2 位を四捨五入) とする。 3-6 機械経費標準歩掛 定期点検において、高所作業車(リフト車)・橋梁点検車等を必要とする場合は、機械運転経費を計上する。 リフト車・橋梁点検車 運転 (1 日当り) <table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>単位</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>運転手</td><td>一般 (又は特殊)</td><td>人</td><td>1</td><td>(注) 1. による</td></tr><tr><td>燃料費</td><td></td><td>L</td><td></td><td>運転 1h 燃料消費量×T T：運転日当り運転時間</td></tr><tr><td>機械損料</td><td></td><td>h</td><td>T</td><td>運転 1h 当り換算値(建設機械等損料算 定表 (13) 欄損料)</td></tr><tr><td>諸雑費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td>端数処理：有効数字 4 桁のまるめ</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育でよい場合(橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある)場合は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。 2. 機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。 3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間 (D_m)を除く運転日数について 8h/作業時間の割り増しを行う。		区分 \ 職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	報告書作成	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5	名 称	規 格	単位	数 量	備 考	運転手	一般 (又は特殊)	人	1	(注) 1. による	燃料費		L		運転 1h 燃料消費量×T T：運転日当り運転時間	機械損料		h	T	運転 1h 当り換算値(建設機械等損料算 定表 (13) 欄損料)	諸雑費		式	1	端数処理：有効数字 4 桁のまるめ	計					(6) 報告書作成 SWD2900 (1 日当り) <table><tr><th rowspan="2">区分 \ 職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>報告書作成</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>1.3</td><td>1.1</td><td>1.3</td></tr></table> (注) 作成日数は小数第 1 位 (小数第 2 位を四捨五入) とする。 3-6 機械経費標準歩掛 定期点検において、高所作業車(リフト車)・橋梁点検車等を必要とする場合は、機械運転経費を計上する。 リフト車・橋梁点検車 運転 (1 日当り) <table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>単位</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>運転手</td><td>一般 (又は特殊)</td><td>人</td><td>1</td><td>(注) 1. による</td></tr><tr><td>燃料費</td><td></td><td>L</td><td></td><td>運転 1h 燃料消費量×T T：運転日当り運転時間</td></tr><tr><td>機械損料 又は賃料</td><td></td><td>h</td><td>T</td><td>運転 1h 当り換算値(建設機械等損料算 定表 (13) 欄損料又は賃料)</td></tr><tr><td>諸雑費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td>端数処理：有効数字 4 桁のまるめ</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育でよい場合(橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある)場合は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。 2. 機械損料又は賃料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。 3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間 (D_m)を除く運転日数について 8h/作業時間の割り増しを行う。		区分 \ 職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	報告書作成	0.5	0.5	1.3	1.1	1.3	名 称	規 格	単位	数 量	備 考	運転手	一般 (又は特殊)	人	1	(注) 1. による	燃料費		L		運転 1h 燃料消費量×T T：運転日当り運転時間	機械損料 又は賃料		h	T	運転 1h 当り換算値(建設機械等損料算 定表 (13) 欄損料又は賃料)	諸雑費		式	1	端数処理：有効数字 4 桁のまるめ	計					R8. 4. 1改定
区分 \ 職種	直 接 人 件 費																																																																																																		
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																																														
報告書作成	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5																																																																																														
名 称	規 格	単位	数 量	備 考																																																																																															
運転手	一般 (又は特殊)	人	1	(注) 1. による																																																																																															
燃料費		L		運転 1h 燃料消費量×T T：運転日当り運転時間																																																																																															
機械損料		h	T	運転 1h 当り換算値(建設機械等損料算 定表 (13) 欄損料)																																																																																															
諸雑費		式	1	端数処理：有効数字 4 桁のまるめ																																																																																															
計																																																																																																			
区分 \ 職種	直 接 人 件 費																																																																																																		
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																																														
報告書作成	0.5	0.5	1.3	1.1	1.3																																																																																														
名 称	規 格	単位	数 量	備 考																																																																																															
運転手	一般 (又は特殊)	人	1	(注) 1. による																																																																																															
燃料費		L		運転 1h 燃料消費量×T T：運転日当り運転時間																																																																																															
機械損料 又は賃料		h	T	運転 1h 当り換算値(建設機械等損料算 定表 (13) 欄損料又は賃料)																																																																																															
諸雑費		式	1	端数処理：有効数字 4 桁のまるめ																																																																																															
計																																																																																																			

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考																				
6-14	(1) 交通処理等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 （安全費）＝（点検業務全体の直接人件費）×（安全費率） 安全費率は表－1 を標準とする。 表－1 安全費率 <table><tr><th>地域 場所</th><th>大市街地</th><th>市街地甲</th><th>市街地乙 都市近郊</th><th>その他</th></tr><tr><td>主として現道上</td><td>17.0%</td><td>15.5%</td><td>12.5%</td><td>13.5%</td></tr></table> (注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を小数第1位（小数第2位を四捨五入）まで算出する。 2. 地域区分については、第3章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分 を参考とする。 3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。	地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他	主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%	(1) 交通誘導警備員に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 （安全費）＝（点検業務全体の直接人件費）×（安全費率） 安全費率は表－1 を標準とする。 表－1 安全費率 <table><tr><th>地域 場所</th><th>大市街地</th><th>市街地甲</th><th>市街地乙 都市近郊</th><th>その他</th></tr><tr><td>主として現道上</td><td>17.0%</td><td>15.5%</td><td>12.5%</td><td>13.5%</td></tr></table> (注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離：橋長）を重量とし、加重平均により率を小数第1位（小数第2位を四捨五入）まで算出する。 2. 地域区分については、第3章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分 を参考とする。 3. 点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。	地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他	主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%	R8. 4. 1改定
地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他																			
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%																			
地域 場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他																			
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%																			
6-29	第5節 大型カルバート定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県） 5-1 適用範囲 この積算基準は、「シェッド、大型カルバート等点検要領（案）（最新版 愛知県建設局道路維持課）」（以下、「点検要領」という）に基づき実施する大型カルバートの定期点検業務に適用する。 なお、本積算基準は、1巡目の大型カルバートの定期点検には適用しないものとし、1巡目の定期点検を行う大型カルバートについては、見積聴取とする。	第5節 定期点検業務委託（3巡目）積算基準（県） 5-1 大型カルバート適用範囲 この積算基準は、「シェッド、大型カルバート等点検要領（最新版 愛知県建設局道路維持課）」（以下、「点検要領」という）に基づき実施する大型カルバートの定期点検業務に適用する。 なお、本積算基準は、1、2巡目の大型カルバートの定期点検には適用しないものとし、1、2巡目の定期点検を行う大型カルバートについては、見積聴取とする。	R8. 4. 1改定																				

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

6-34

5-4 直接人件費標準歩掛

(1) 計画準備

1) 業務計画書（定期点検計画を含む）作成

(1 業務当たり)

区分 \ 職種		直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
業務計画書（定期点検計画を含む）作成		1.5	1.5		6.0	5.0

(注) 1. 2 巡目以降の定期点検業務に適用する。部材番号図の作成は含まない。

2. 既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して計画する。

2) 現地踏査

(10 箇所当たり)

区分 \ 職種		直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
現地踏査		1.5		3.5	3.5	1.5

(注) 1. 外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」で計上すること。

2. 既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施する。

3) 関係機関協議資料の作成

(10 機関当たり)

区分 \ 職種			直 接 人 件 費				
			主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
関係機関協議資料の作成	外業			3.0	3.0		
	内業			4.0	2.5	1.5	

(注) 1. 外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」で計上すること。

2. 既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用する。

改 定

5-4 直接人件費標準歩掛

(1) 計画準備

1) 業務計画書（定期点検計画を含む）作成

SWD3210（1 業務当たり）

区分 \ 職種		直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
業務計画書（定期点検計画を含む）作成		1.5	1.5		6.0	5.0

(注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。部材番号図の作成は含まない。

2. 既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して計画する。

2) 現地踏査

SWD3220（10 箇所当たり）

区分 \ 職種		直 接 人 件 費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
現地踏査		1.5		3.5	3.5	1.5

(注) 1. 外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」で計上すること。

2. 既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施する。

3) 関係機関協議資料の作成

SWD3230（10 機関当たり）

区分 \ 職種			直 接 人 件 費				
			主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
関係機関協議資料の作成	外業			3.0	3.0		
	内業			4.0	2.5	1.5	

(注) 1. 外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」で計上すること。

2. 既存の定期点検時に実施した協議資料等を活用する。

R8. 4. 1改定

ページ番号

6-35

現

行

(2) 定期点検

大型カルバートの延長に応じて、歩掛かりを下記のとおり区分する。

1) 延長 10m 程度（延長 5m 以上 15m 未満）

(10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直 接 人 件 費					1 日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			7.2	12.6	10.9	3.00
10m を超え 15m 以下			10.2	17.7	15.3	2.14
15m を超え 20m 以下			12.7	22.2	19.3	1.76
20m を超え 25m 以下			15.1	26.6	23.2	1.54

2) 延長 20m 程度（延長 15m 以上 25m 未満）

(10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直 接 人 件 費					1 日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			9.8	17.0	14.6	2.14
10m を超え 15m 以下			13.7	23.9	20.5	1.53
15m を超え 20m 以下			17.1	29.9	25.8	1.26
20m を超え 25m 以下			20.3	35.6	30.9	1.10

3) 延長 30m 程度（延長 25m 以上 35m 未満）

(10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直 接 人 件 費					1 日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			12.0	20.8	17.8	1.71
10m を超え 15m 以下			16.8	29.2	25.0	1.22
15m を超え 20m 以下			21.0	36.6	31.5	1.01
20m を超え 25m 以下			24.8	43.4	37.6	0.88

改

定

(2) 定期点検

大型カルバートの延長に応じて、歩掛かりを下記のとおり区分する。

1) 延長 10m 程度（延長 5m 以上 15m 未満）

SWD3240 (10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直 接 人 件 費					1 日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			7.7	13.6	11.9	3.00
10m を超え 15m 以下			10.7	18.7	16.3	2.14
15m を超え 20m 以下			13.2	23.2	20.3	1.76
20m を超え 25m 以下			15.6	26.6	24.2	1.54

2) 延長 20m 程度（延長 15m 以上 25m 未満）

SWD3240 (10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直 接 人 件 費					1 日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			10.6	18.3	15.9	2.14
10m を超え 15m 以下			14.5	25.2	21.8	1.53
15m を超え 20m 以下			17.9	31.2	27.1	1.26
20m を超え 25m 以下			21.1	36.9	32.2	1.10

3) 延長 30m 程度（延長 25m 以上 35m 未満）

SWD3240 (10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直 接 人 件 費					1 日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			13.0	22.3	19.3	1.71
10m を超え 15m 以下			17.8	30.7	26.5	1.22
15m を超え 20m 以下			22.0	38.1	33.0	1.01
20m を超え 25m 以下			24.8	44.9	39.1	0.88

備

考

R8. 4. 1 改定

ページ番号

6-36

現

行

改

定

備

考

4) 延長 40m 程度 (延長 35m 以上 45m 未満)
(10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直 接 人 件 費					1 日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			13.8	24.0	20.5	1.49
10m を超え 15m 以下			19.3	33.5	28.7	1.06
15m を超え 20m 以下			24.2	42.1	36.2	0.88
20m を超え 25m 以下			28.6	50.1	43.4	0.76

5) 延長 50m 程度 (延長 45m 以上 55m 未満)
(10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直 接 人 件 費					1 日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			15.9	27.6	23.6	1.30
10m を超え 15m 以下			22.3	38.7	33.1	0.93
15m を超え 20m 以下			27.8	48.4	41.7	0.76
20m を超え 25m 以下			33.0	57.7	50.0	0.66

(注) 1. 2 巡目以降の定期点検業務に適用する。
2. 「状態の把握 (点検) 及び診断」, 「定期点検の結果の記録」を含む。
3. 高所作業車を使用する場合は別途「機械経費」を計上すること。
4. 仮設費 (足場等近接手段) の必要がある場合は, 別途「仮設費」を計上すること。
5. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。
6. 施設間の移動時間, 台帳補完のための現地計測を含む。

(3) 報告書作成
(10 箇所当り)

区分 職種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
報告書作成	1.3	1.3	2.7	2.7	4.0

(注) 1. 2 巡目以降の定期点検業務に適用する。
2. 報告書及び電子データの納品を含む。

4) 延長 40m 程度 (延長 35m 以上 45m 未満)
SWD3240 (10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直 接 人 件 費					1 日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			15.1	25.8	22.3	1.49
10m を超え 15m 以下			20.6	35.3	30.5	1.06
15m を超え 20m 以下			25.5	43.9	38.0	0.88
20m を超え 25m 以下			29.9	51.9	45.2	0.76

5) 延長 50m 程度 (延長 45m 以上 55m 未満)
SWD3240 (10 箇所当り)

職種 内空幅 (m)	直 接 人 件 費					1 日当りの 点検数量 (箇所)
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
5m を超え 10m 以下			17.4	29.6	25.6	1.30
10m を超え 15m 以下			23.8	40.7	35.1	0.93
15m を超え 20m 以下			29.3	50.4	43.7	0.76
20m を超え 25m 以下			34.5	59.7	52.0	0.66

(注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。
2. 「状態の把握 (点検) 及び診断」, 「定期点検の結果の記録」を含む。
3. 高所作業車を使用する場合は別途「機械経費」を計上すること。
4. 仮設費 (足場等近接手段) の必要がある場合は, 別途「仮設費」を計上すること。
5. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。
6. 施設間の移動時間, 台帳補完のための現地計測を含む。

(3) 報告書作成
(10 箇所当り)

区分 職種	直 接 人 件 費				
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
報告書作成	1.3	1.3	2.7	2.7	4.0

(注) 1. 3 巡目以降の定期点検業務に適用する。
2. 報告書及び電子データの納品を含む。

R8. 4. 1 改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現	行	改	定	備	考																																																																		
6-37	(4) 打合せ協議 (1 業務当り)		(4) 打合せ協議 SWD3260 (1 業務当り)		R8.4.1改定																																																																			
	<table><tr><th rowspan="2">区分 職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>業務着手時</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中間打合せ (2 回)</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td></td><td></td></tr><tr><td>成果品納入時</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td></td></tr><tr><td>関係機関打合せ協議時(1 機関)</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 1. 中間打合せは 2 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。	区分 職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	業務着手時	0.5	0.5	0.5			中間打合せ (2 回)	1.0	1.0	1.0			成果品納入時	0.5	0.5	0.5			関係機関打合せ協議時(1 機関)	0.5	0.5				<table><tr><th rowspan="2">区分 職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>業務着手時</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中間打合せ (2 回)</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td></td><td></td></tr><tr><td>成果品納入時</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td></td></tr><tr><td>関係機関打合せ協議時(1 機関)</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 1. 中間打合せは 2 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。	区分 職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	業務着手時	0.5	0.5	0.5			中間打合せ (2 回)	1.0	1.0	1.0			成果品納入時	0.5	0.5	0.5			関係機関打合せ協議時(1 機関)	0.5	0.5			
区分 職種	直 接 人 件 費																																																																							
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																			
業務着手時	0.5	0.5	0.5																																																																					
中間打合せ (2 回)	1.0	1.0	1.0																																																																					
成果品納入時	0.5	0.5	0.5																																																																					
関係機関打合せ協議時(1 機関)	0.5	0.5																																																																						
区分 職種	直 接 人 件 費																																																																							
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																			
業務着手時	0.5	0.5	0.5																																																																					
中間打合せ (2 回)	1.0	1.0	1.0																																																																					
成果品納入時	0.5	0.5	0.5																																																																					
関係機関打合せ協議時(1 機関)	0.5	0.5																																																																						

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
6-50	追加	第8節 立体横断施設(地下横断歩道)定期点検業務委託(3巡目)積算基準(県) 8-1 適用範囲 この積算基準は、「シェッド、大型カルバート等点検要領(最新版愛知県建設局道路維持課)」(以下、「点検要領」という)に基づき実施する立体横断施設(地下横断歩道)定期点検業務に適用する。 なお、本積算基準は、1,2巡目の地下横断歩道の定期点検には適用しないものとし、1,2巡目の定期点検を行う地下横断歩道については、見積聴取とする。 8-2 業務委託料 (1) 業務委託料の構成 業務委託料 - 業務価格 - 業務原価 - 直接原価 - 直接人件費 - 計画準備 - 定期点検 - 点検調書作成 - 報告書作成 - 打合せ協議 - 直接経費 - 旅費交通費 - 電子成果品作成費 - 機械経費 - 安全費 - 仮設費 - その他 - 間接原価(その他原価) - 一般管理費等 - 消費税相当額	R8.4.1改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
6-51	追加	(2) 業務委託料構成費目の内容 イ 直接原価 (イ) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。 (ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。 a 旅費交通費 業務にかかる旅費交通費を計上する。 b 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品に要する費用である。 「第5章 設計業務等積算基準」により計上し、区分「(2) その他の設計業務」の計算式で算出するものとする。 c 機械経費 機械経費は、高所作業車を用いる場合に高所作業車の機械運転経費について計上する。 また、定期点検においてその他の機械が必要である場合は、別途費用を計上するものとする。 d 安全費 安全費は、交通障害の防止と、現場の安全確保のため、交通誘導警備員等の費用を計上するものとする。 交通誘導警備員や保安施設は、道路工事保安設備設置基準(案)(最新版 愛知県建設部)に基づき適切に設置するものとする。 e 仮設費 地下横断歩道の定期点検における足場条件は、地上、梯子及び高所作業車を用いることを標準とするが、その他の仮設備（足場等の設置）が必要である場合は、別途、仮設費においてその費用を計上するものとする。 (ハ) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 ロ 間接原価（その他原価） 間接原価（その他原価）は「第5章 設計業務等積算基準」による。 ハ 一般管理費等 一般管理費等は「第5章 設計業務等積算基準」による。	R8. 4. 1改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
6-52	追加	(3) 業務委託料の積算 「第5章 設計業務等積算基準」に準ずる。 但し、機械経費は、「8-5 機械経費 標準歩掛」により計上する。 8-3 業務内容 (1) 計画準備 業務計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。部材番号図の作成は含まないため、必要な場合は別途、計上するものとする。 1) 業務計画書（定期点検計画を含む）作成 受注者は、契約後速やかに実施体制を整えて、下記項目を含む業務計画書を作成する業務計画書等の作成にあたっては、既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して実施するものとする。 (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程表 (4) 業務組織計画（個人情報の管理に関する責任者、情報管理責任者を含む） (5) 定期点検計画 ① 既往資料の調査 ② 定期点検項目と方法 ③ 定期点検体制 ④ 現地踏査 ⑤ 管理者・関係機関協議 ⑥ 安全対策 ⑦ 緊急連絡体制 ⑧ 緊急対応の必要性の連絡体制 ⑨ 工程 (6) 打合せ計画 (7) 成果物の品質を確保するための計画・照査計画 (8) 成果物の内容、部数 (9) 使用する主な図書及び基準 (10) 連絡体制（緊急時含む） (11) 使用する主な機器 (12) 照査計画 (13) その他（行政情報流出防止対策を含む）	R8. 4. 1改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
6-53	追加	2) 現地踏査 定期点検に先立ち、現地踏査を行い、施設の立地環境、交通状況・交通規制の要否など定期点検に必要な情報収集を行う。近接目視で点検できない箇所の有無や、近接目視できない箇所の点検方法についての確認・検討する。 既存の施設台帳、記録様式（点検調書）の内容について現地踏査で確認する。 不足する施設台帳及び施設台帳項目については、現地踏査時に「施設の測定」や「周辺情報、座標などの加筆・修正」を行うものとする。 3) 関係機関との協議資料作成 定期点検の着手に先立ち、現地条件等を勘案し、鉄道会社、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要な場合には、協議資料（交通処理計画等の他機関への協議資料）を作成する。 (2) 定期点検 1) 状態の把握（点検）及び診断 (1) 定期点検は点検要領に基づき実施する。 (2) 点検方法は、近接目視を基本とし、点検項目に応じて、触診、打音検査等を併用する。 (3) 照明灯及び標識等道路管理者が管理する附属物についても、点検の対象とする。 (4) 利用者や第三者影響（桁下を利用する人やものに危害を加える可能性）が懸念される場合など、緊急対応が必要な損傷が確認された場合は、直ちに監督員に報告するとともに、可能な限りの応急措置を行う。応急措置としては、「うきのたたき落とし」「附属物に係るナットのゆるみの再締め付け」等が挙げられる。 (5) 劣化損傷箇所については全てデジタルカメラを用い、損傷状況が明確に把握できるよう写真によりデータ管理する。 写真撮影の際、過年度の点検結果記録様式（点検調書）を参考に損傷状況の進展が前回点検と対比できるよう撮影位置・角度を調整すること。 2) 定期点検の結果の記録 (1) 点検システム*を用いてデータを入力し、点検結果記録様式（点検調書）を作成する。 （※点検システムが利用できない場合は、Excel で記録様式（点検調書）を作成する） (2) 損傷図を作成する際のベースとなる構造部材の図面、部材番号等は過年度の点検結果記録様式（点検調書）に作成されたデータの利用を基本とする。	R8. 4. 1改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
6-54	追加	(3) 報告書作成 報告書は、業務計画書、点検調書を取りまとめ、今回点検した結果報告（点検実施施設一覧、次回点検時に必要な情報等）について、点検結果報告として記載すること。 本業務の成果品は次のとおりとする。 ・業務報告書（業務計画書、点検結果報告等） 1部 （A4 版ファイル綴じ） ・電子データ（業務報告書データ、点検システムアップロード用データ*） 各2部 ※点検システムが利用できない場合は、Excel の記録様式（点検調書） 愛知県電子納品運用ガイドライン(案)(土木編)に基づき電子納品の対象となる成果品やその作成については、同ガイドライン(案)及び同ガイドライン(案)に示す各要領、各基準(案)によるものとする。 (4) 打合せ協議 打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。 (a) 業務着手時 業務計画書等をもとに、調査方法・内容等の打合せを行うとともに、既存の点検表記録様式等の定期点検に必要な資料等の貸与を行う。 (b) 中間打合せ 点検計画書作成時、対策区分の判定及び健全性の診断時等の区切りにおいて、中間打合せとして2回行うことを標準とする。中間打合せが2回以上必要な場合は、その回数について計上する。 (c) 成果品納入時 成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。	R8. 4. 1改定

ページ番号	現	行	改	定	備	考																															
6-55	追加		8-4 直接人件費標準歩掛			R8. 4. 1改定																															
			(1) 計画準備																																		
			1) 業務計画書（定期点検計画を含む）作成																																		
			SWD3600（1 業務当たり）																																		
			<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td colspan="2">業務計画書及び実施計画書作成</td><td>0.5</td><td>1.0</td><td></td><td>5.0</td><td>5.0</td></tr></table>			区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	業務計画書及び実施計画書作成		0.5	1.0		5.0	5.0													
区分	職種	直 接 人 件 費																																			
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																															
業務計画書及び実施計画書作成		0.5	1.0		5.0	5.0																															
			(注) 資料収集を含む。																																		
			2) 現地踏査																																		
			SWD3605（10 基当たり）																																		
			<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td colspan="2">現地踏査</td><td>1.5</td><td></td><td>1.5</td><td>2.0</td><td>0.5</td></tr></table>			区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	現地踏査		1.5		1.5	2.0	0.5													
区分	職種	直 接 人 件 費																																			
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																															
現地踏査		1.5		1.5	2.0	0.5																															
			3) 関係機関との協議資料作成																																		
			SWD3610（10 機関当たり）																																		
			<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td rowspan="3">関係機関との協議資料作成</td><td>外業</td><td></td><td></td><td>3.0</td><td>3.0</td><td></td></tr><tr><td>内業</td><td></td><td></td><td>4.0</td><td>2.5</td><td>1.5</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td>7.0</td><td>5.5</td><td>1.5</td></tr></table>			区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	関係機関との協議資料作成	外業			3.0	3.0		内業			4.0	2.5	1.5	計			7.0	5.5	1.5	
区分	職種	直 接 人 件 費																																			
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																															
関係機関との協議資料作成	外業			3.0	3.0																																
	内業			4.0	2.5	1.5																															
	計			7.0	5.5	1.5																															
			(注) 1. 外業は、関係機関協議及び不足する資料収集を行うもので、内業は、収集した資料等により、協議用資料及び説明用資料を作成するものである。																																		
			2. 外業には移動時間も含む。なお、移動に必要な経費(旅費交通費)は別途計上すること。																																		

ページ番号	現	行	改	定	備	考																																																																																																																																																																										
6-56	追加		(2) 定期点検 1) 定期点検（点検及び診断） SWD3615（10 基当り） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">職 種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th><th rowspan="2">1 日当り 点検数量 (基)</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td colspan="2">Box 本体延長</td><td></td><td></td><td>5.0</td><td>5.0</td><td>5.0</td><td>1.8</td></tr><tr><td colspan="2">L=30m 未満</td><td></td><td></td><td>6.0</td><td>6.0</td><td>6.0</td><td>1.2</td></tr><tr><td colspan="2">L=30m 以上 50m 未満</td><td></td><td></td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>1.0</td></tr><tr><td colspan="2">L=50m 以上 100m 未満</td><td></td><td></td><td>15.0</td><td>15.0</td><td>15.0</td><td>0.4</td></tr><tr><td colspan="2">L=100m 以上</td><td></td><td></td><td>5.0</td><td>5.0</td><td>5.0</td><td>1.8</td></tr><tr><td colspan="2">昇降部：上屋有</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 上記歩掛は、仮設備(足場等)を含まない。 2) 点検調書作成 SWD3620（10 基当り） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">職 種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td colspan="2">Box 本体延長</td><td></td><td></td><td>5.5</td><td>3.5</td><td>4.0</td></tr><tr><td colspan="2">L=30m 未満</td><td></td><td></td><td>6.5</td><td>4.0</td><td>5.5</td></tr><tr><td colspan="2">L=30m 以上 50m 未満</td><td></td><td></td><td>12.0</td><td>8.0</td><td>9.5</td></tr><tr><td colspan="2">L=50m 以上 100m 未満</td><td></td><td></td><td>16.0</td><td>12.0</td><td>13.0</td></tr><tr><td colspan="2">L=100m 以上</td><td></td><td></td><td>11.5</td><td>10.0</td><td>12.5</td></tr><tr><td colspan="2">昇降部：上屋有</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (3) 報告書作成 SWD3625（1 式当り） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">職 種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td colspan="2">報告書作成</td><td>1.0</td><td></td><td>3.0</td><td>3.5</td><td></td></tr></table> (4) 打合せ協議 SWD3630（1 業務当り） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">職 種</th><th colspan="4">直 接 人 件 費</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th></tr><tr><td rowspan="4">打合せ</td><td>業務着手時</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td>(対面)</td></tr><tr><td>中間打合せ</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td>1 回当り(対面)</td></tr><tr><td>成果品納入時</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td>(対面)</td></tr><tr><td>関係機関打合せ協議</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td></td><td>1 機関当り(対面)</td></tr></table> (注) 1. 中間打合せの回数は各節によるものとし、各節に記載が無い場合は必要回数(5 回を標準)を計上する。			職 種		直 接 人 件 費					1 日当り 点検数量 (基)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	Box 本体延長				5.0	5.0	5.0	1.8	L=30m 未満				6.0	6.0	6.0	1.2	L=30m 以上 50m 未満				10.0	10.0	10.0	1.0	L=50m 以上 100m 未満				15.0	15.0	15.0	0.4	L=100m 以上				5.0	5.0	5.0	1.8	昇降部：上屋有								職 種		直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	Box 本体延長				5.5	3.5	4.0	L=30m 未満				6.5	4.0	5.5	L=30m 以上 50m 未満				12.0	8.0	9.5	L=50m 以上 100m 未満				16.0	12.0	13.0	L=100m 以上				11.5	10.0	12.5	昇降部：上屋有							職 種		直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	報告書作成		1.0		3.0	3.5		職 種		直 接 人 件 費				備 考	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	打合せ	業務着手時	0.5	0.5	0.5		(対面)	中間打合せ	0.5	0.5	0.5		1 回当り(対面)	成果品納入時	0.5	0.5	0.5		(対面)	関係機関打合せ協議	0.5	0.5			1 機関当り(対面)	R8. 4. 1改定
職 種		直 接 人 件 費						1 日当り 点検数量 (基)																																																																																																																																																																								
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																																																																																																																										
Box 本体延長				5.0	5.0	5.0	1.8																																																																																																																																																																									
L=30m 未満				6.0	6.0	6.0	1.2																																																																																																																																																																									
L=30m 以上 50m 未満				10.0	10.0	10.0	1.0																																																																																																																																																																									
L=50m 以上 100m 未満				15.0	15.0	15.0	0.4																																																																																																																																																																									
L=100m 以上				5.0	5.0	5.0	1.8																																																																																																																																																																									
昇降部：上屋有																																																																																																																																																																																
職 種		直 接 人 件 費																																																																																																																																																																														
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																																																																																																																										
Box 本体延長				5.5	3.5	4.0																																																																																																																																																																										
L=30m 未満				6.5	4.0	5.5																																																																																																																																																																										
L=30m 以上 50m 未満				12.0	8.0	9.5																																																																																																																																																																										
L=50m 以上 100m 未満				16.0	12.0	13.0																																																																																																																																																																										
L=100m 以上				11.5	10.0	12.5																																																																																																																																																																										
昇降部：上屋有																																																																																																																																																																																
職 種		直 接 人 件 費																																																																																																																																																																														
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																																																																																																																										
報告書作成		1.0		3.0	3.5																																																																																																																																																																											
職 種		直 接 人 件 費				備 考																																																																																																																																																																										
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C																																																																																																																																																																											
打合せ	業務着手時	0.5	0.5	0.5		(対面)																																																																																																																																																																										
	中間打合せ	0.5	0.5	0.5		1 回当り(対面)																																																																																																																																																																										
	成果品納入時	0.5	0.5	0.5		(対面)																																																																																																																																																																										
	関係機関打合せ協議	0.5	0.5			1 機関当り(対面)																																																																																																																																																																										

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現	行	改	定	備	考																																								
6-57	追加		8-5 機械経費標準歩掛 ライトバン運転費 (1日当り) <table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>単位</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>燃料(ｶﾞｽﾞﾘﾝ)</td><td>レギュラー (ｽﾀﾝﾄﾞ渡し)</td><td>L</td><td>8.1</td><td>2.7L/h×3h</td></tr><tr><td>ライトバン損料</td><td>1.5L</td><td>h</td><td>3.0</td><td></td></tr><tr><td>諸 雑 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td>端数処理：有効数字4桁のまるめ</td></tr></table> (注) 1日あたりの標準運転時間を「3時間」とし、必要に応じて増減すること。 8-6 安全費 (1日当り) <table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>単位</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>交通誘導警備員 A</td><td></td><td>人</td><td>1.0</td><td></td></tr><tr><td>交通誘導警備員 B</td><td></td><td>〃</td><td>1.0</td><td></td></tr><tr><td>安 全 施 設 費</td><td></td><td>日</td><td>1.0</td><td></td></tr></table> (注) 交通誘導警備員、安全施設は「道路工事保安設備設置基準(案)平成30年3月愛知県建設部」に基づき配置するよう、必要に応じて計上すること。			名 称	規 格	単位	数 量	備 考	燃料(ｶﾞｽﾞﾘﾝ)	レギュラー (ｽﾀﾝﾄﾞ渡し)	L	8.1	2.7L/h×3h	ライトバン損料	1.5L	h	3.0		諸 雑 費		式	1	端数処理：有効数字4桁のまるめ	名 称	規 格	単位	数 量	備 考	交通誘導警備員 A		人	1.0		交通誘導警備員 B		〃	1.0		安 全 施 設 費		日	1.0		R8.4.1改定
名 称	規 格	単位	数 量	備 考																																										
燃料(ｶﾞｽﾞﾘﾝ)	レギュラー (ｽﾀﾝﾄﾞ渡し)	L	8.1	2.7L/h×3h																																										
ライトバン損料	1.5L	h	3.0																																											
諸 雑 費		式	1	端数処理：有効数字4桁のまるめ																																										
名 称	規 格	単位	数 量	備 考																																										
交通誘導警備員 A		人	1.0																																											
交通誘導警備員 B		〃	1.0																																											
安 全 施 設 費		日	1.0																																											

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現	行	改	定	備	考
6-58	追加		第9節 アンダーパス（構造躯体）定期点検業務委託(3巡目)積算基準（県） 9-1 適用範囲 この積算基準は,「シェッド, 大型カルバート等点検要領（最新版 愛知県建設局道路維持課）」（以下,「点検要領」という）に基づき実施するアンダーパス（構造躯体）の定期点検業務に適用する。 なお, 本積算基準は, 1, 2巡目のアンダーパスの定期点検には適用しないものとし, 1, 2巡目の定期点検を行うアンダーパスについては、見積聴取とする。 9-2 業務委託料 (1) 業務委託料の構成 業務委託料 業務価格 消費税相当額 業務原価 一般管理費等 直接原価 間接原価(その他原価) 直接人件費 直接経費 計画準備 定期点検 点検調書作成 報告書作成 打合せ協議 旅費交通費 電子成果品作成費 機械経費 安全費 仮設費 その他			R8.4.1改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
6-59	追加	(2) 業務委託料構成費目の内容 イ 直接原価 (イ) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。 (ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。 a 旅費交通費 業務にかかる旅費交通費を計上する。 b 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品に要する費用である。 「第5章 設計業務等積算基準」により計上し、区分「(2) その他の設計業務」の計算式で算出するものとする。 c 機械経費 機械経費は、高所作業車を用いる場合に高所作業車の機械運転経費について計上する。 また、定期点検においてその他の機械が必要である場合は、別途費用を計上するものとする。 d 安全費 安全費は、交通障害の防止と、現場の安全確保のため、交通誘導警備員等の費用を計上するものとする。 交通誘導警備員や保安施設は、道路工事保安設備設置基準(案)(最新版 愛知県建設部)に基づき適切に設置するものとする。 e 仮設費 アンダーパスの定期点検における足場条件は、地上、梯子及び高所作業車を用いることを標準とするが、その他の仮設備（足場等の設置）が必要である場合は、別途、仮設費においてその費用を計上するものとする。 (ハ) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 ロ 間接原価（その他原価） 間接原価（その他原価）は「第5章 設計業務等積算基準」による。 ハ 一般管理費等 一般管理費等は「第5章 設計業務等積算基準」による。	R8. 4. 1改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
6-60	追加	(3) 業務委託料の積算 「第5章 設計業務等積算基準」に準ずる。 但し、機械経費は、「9-5 機械経費 標準歩掛」により計上する。 9-3 業務内容 (1) 計画準備 業務計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。部材番号図の作成は含まないため、必要な場合は別途、計上するものとする。 1) 業務計画書（定期点検計画を含む）作成 受注者は、契約後速やかに実施体制を整えて、下記項目を含む業務計画書を作成する業務計画書等の作成にあたっては、既存の定期点検（部材番号図を含む）の記録等を活用して実施するものとする。 (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程表 (4) 業務組織計画（個人情報の管理に関する責任者、情報管理責任者を含む） (5) 定期点検計画 ①既往資料の調査 ②定期点検項目と方法 ③定期点検体制 ④現地踏査 ⑤管理者・関係機関協議 ⑥安全対策 ⑦緊急連絡体制 ⑧緊急対応の必要性の連絡体制 ⑨工程 (6) 打合せ計画 (7) 成果物の品質を確保するための計画・照査計画 (8) 成果物の内容、部数 (9) 使用する主な図書及び基準 (10) 連絡体制（緊急時含む） (11) 使用する主な機器 (12) 照査計画 (13) その他（行政情報流出防止対策を含む）	R8. 4. 1改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
6-61	追加	2) 現地踏査 定期点検に先立ち、現地踏査を行い、施設の立地環境、交通状況・交通規制の要否など定期点検に必要な情報収集を行う。近接目視で点検できない箇所の有無や、近接目視できない箇所の点検方法についての確認・検討する。 既存の施設台帳、記録様式（点検調書）の内容について現地踏査で確認する。 不足する施設台帳及び施設台帳項目については、現地踏査時に「施設の測定」や「周辺情報、座標などの加筆・修正」を行うものとする。 3) 関係機関との協議資料作成 定期点検の着手に先立ち、現地条件等を勘案し、鉄道会社、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要な場合には、協議資料（交通処理計画等の他機関への協議資料）を作成する。 (2) 定期点検 1) 状態の把握（点検）及び診断 (1) 定期点検は点検要領に基づき実施する。 (2) 点検方法は、近接目視を基本とし、点検項目に応じて、触診、打音検査等を併用する。 (3) 照明灯及び標識等道路管理者が管理する附属物についても、点検の対象とする。 (4) 利用者や第三者影響（桁下を利用する人やものに危害を加える可能性）が懸念される場合など、緊急対応が必要な損傷が確認された場合は、直ちに監督員に報告するとともに、可能な限りの応急措置を行う。応急措置としては、「うきのたたき落とし」「附属物に係るナットのゆるみの再締め付け」等が挙げられる。 (5) 劣化損傷箇所については全てデジタルカメラを用い、損傷状況が明確に把握できるよう写真によりデータ管理する。 写真撮影の際、過年度の点検結果記録様式（点検調書）を参考に損傷状況の進展が前回点検と対比できるよう撮影位置・角度を調整すること。 2) 定期点検の結果の記録 (1) 点検システム*を用いてデータを入力し、点検結果記録様式（点検調書）を作成する。（※点検システムが利用できない場合は、Excel で記録様式（点検調書）を作成する） (2) 損傷図を作成する際のベースとなる構造部材の図面、部材番号等は過年度の点検結果記録様式（点検調書）に作成されたデータの利用を基本とする。	R8. 4. 1改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
6-62	追加	(3) 報告書作成 報告書は、業務計画書、点検調書を取りまとめ、今回点検した結果報告（点検実施施設一覧、次回点検時に必要な情報等）について、点検結果報告として記載すること。 本業務の成果品は次のとおりとする。 ・業務報告書（業務計画書、点検結果報告等） 1部 （A4 版ファイル綴じ） ・電子データ（業務報告書データ、点検システムアップロード用データ※） 各2部 ※点検システムが利用できない場合は、Excel の記録様式（点検調書） 愛知県電子納品運用ガイドライン(案)(土木編)に基づき電子納品の対象となる成果品やその作成については、同ガイドライン(案)及び同ガイドライン(案)に示す各要領、各基準(案)によるものとする。 (4) 打合せ協議 打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。 (a) 業務着手時 業務計画書等をもとに、調査方法・内容等の打合せを行うとともに、既存の点検表記録様式等の定期点検に必要な資料等の貸与を行う。 (b) 中間打合せ 点検計画書作成時、対策区分の判定及び健全性の診断時等の区切りにおいて、中間打合せとして2回行うことを標準とする。中間打合せが2回以上必要な場合は、その回数について計上する。 (c) 成果品納入時 成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。	R8. 4. 1改定

ページ番号	現	行	改	定	備	考																															
6-63	追加		9-4 直接人件費標準歩掛			R8. 4. 1改定																															
			(1) 計画準備																																		
			1) 業務計画書及び実施計画書作成																																		
			SWD3635 (1 業務当り)																																		
			<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td colspan="2">業務計画書及び実施計画書作成</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>0. 5</td><td></td><td></td></tr></table>			区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	業務計画書及び実施計画書作成		1. 5	1. 5	0. 5															
区分	職種	直 接 人 件 費																																			
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																															
業務計画書及び実施計画書作成		1. 5	1. 5	0. 5																																	
			(注) 資料収集を含む。																																		
			2) 現地踏査																																		
			SWD3640 (10 基当り)																																		
			<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td colspan="2">現地踏査</td><td>1. 0</td><td></td><td>3. 0</td><td>3. 0</td><td>1. 5</td></tr></table>			区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	現地踏査		1. 0		3. 0	3. 0	1. 5													
区分	職種	直 接 人 件 費																																			
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																															
現地踏査		1. 0		3. 0	3. 0	1. 5																															
			3) 関係機関との協議資料作成																																		
			SWD3645 (10 機関当り)																																		
			<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td rowspan="3">関係機関との協議資料作成</td><td>外業</td><td></td><td></td><td>3. 0</td><td>3. 0</td><td>3. 0</td></tr><tr><td>内業</td><td></td><td></td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td>5. 0</td><td>5. 0</td><td>5. 0</td></tr></table>			区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	関係機関との協議資料作成	外業			3. 0	3. 0	3. 0	内業			2. 0	2. 0	2. 0	計			5. 0	5. 0	5. 0	
区分	職種	直 接 人 件 費																																			
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																															
関係機関との協議資料作成	外業			3. 0	3. 0	3. 0																															
	内業			2. 0	2. 0	2. 0																															
	計			5. 0	5. 0	5. 0																															
			(注) 1. 外業は、関係機関協議及び不足する資料収集を行うもので、内業は、収集した資料等により、協議用資料及び説明用資料を作成するものである。																																		
			2. 外業には移動時間も含む。なお、移動に必要な経費(旅費交通費)は別途計上すること。																																		

ページ番号	現	行	改	定	備	考																																																																																																							
6-64	追加		(2) 定期点検 1) 定期点検（点検及び診断） SWD3650（10,000㎡当り） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th><th rowspan="2">1 日当り 点検数量 (㎡)</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>頂版，側壁，堅壁</td><td></td><td></td><td></td><td>40.0</td><td>40.0</td><td>40.0</td><td>300</td></tr><tr><td>路上</td><td></td><td></td><td></td><td>20.0</td><td>20.0</td><td>20.0</td><td>400</td></tr></table> (注) 上記歩掛は，仮設備(足場等)を含まない。 2) 点検調査作成 SWD3655（10 基当り） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>点検調査作成</td><td></td><td></td><td></td><td>7.0</td><td>13.0</td><td>16.0</td></tr></table> (3) 報告書作成 SWD3660（1 式当り） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>報告書作成</td><td></td><td></td><td>5.0</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>20.0</td></tr></table> (4) 打合せ協議 SWD3665（1 業務当り） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">職種</th><th colspan="4">直 接 人 件 費</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th></tr><tr><td rowspan="4">打合せ</td><td>業務着手時</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td>(対面)</td></tr><tr><td>中間打合せ</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td>1 回当り(対面)</td></tr><tr><td>成果品納入時</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td>(対面)</td></tr><tr><td>関係機関打合せ協議</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td><td></td><td>1 機関当り(対面)</td></tr></table> (注) 1. 中間打合せの回数は各節によるものとし，各節に記載が無い場合は必要回数(5 回を標準)を計上する。			区分	職種	直 接 人 件 費					1 日当り 点検数量 (㎡)	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	頂版，側壁，堅壁				40.0	40.0	40.0	300	路上				20.0	20.0	20.0	400	区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	点検調査作成				7.0	13.0	16.0	区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	報告書作成			5.0	10.0	10.0	20.0	区分	職種	直 接 人 件 費				備考	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	打合せ	業務着手時	0.5	0.5	0.5		(対面)	中間打合せ	0.5	0.5	0.5		1 回当り(対面)	成果品納入時	0.5	0.5	0.5		(対面)	関係機関打合せ協議	0.5	0.5			1 機関当り(対面)	R8. 4. 1改定
区分	職種	直 接 人 件 費						1 日当り 点検数量 (㎡)																																																																																																					
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																																																							
頂版，側壁，堅壁				40.0	40.0	40.0	300																																																																																																						
路上				20.0	20.0	20.0	400																																																																																																						
区分	職種	直 接 人 件 費																																																																																																											
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																																																							
点検調査作成				7.0	13.0	16.0																																																																																																							
区分	職種	直 接 人 件 費																																																																																																											
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																																																							
報告書作成			5.0	10.0	10.0	20.0																																																																																																							
区分	職種	直 接 人 件 費				備考																																																																																																							
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C																																																																																																								
打合せ	業務着手時	0.5	0.5	0.5		(対面)																																																																																																							
	中間打合せ	0.5	0.5	0.5		1 回当り(対面)																																																																																																							
	成果品納入時	0.5	0.5	0.5		(対面)																																																																																																							
	関係機関打合せ協議	0.5	0.5			1 機関当り(対面)																																																																																																							

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現	行	改	定	備	考																																								
6-65	追加		9-5 機械経費標準歩掛 ライトバン運転費 (1日当り) <table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>単位</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>燃料(ガソリン)</td><td>レギュラー (スタンド渡し)</td><td>L</td><td>8.1</td><td>2.7L/h×3h</td></tr><tr><td>ライトバン損料</td><td>1.5L</td><td>h</td><td>3.0</td><td></td></tr><tr><td>諸 雑 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td>端数処理：有効数字4桁のまるめ</td></tr></table> (注) 1日あたりの標準運転時間を「3時間」とし、必要に応じて増減すること。 9-6 安全費 (1日当り) <table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>単位</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>交通誘導警備員 A</td><td></td><td>人</td><td>1.0</td><td></td></tr><tr><td>交通誘導警備員 B</td><td></td><td>人</td><td>1.0</td><td></td></tr><tr><td>安 全 施 設 費</td><td></td><td>日</td><td>1.0</td><td></td></tr></table> (注) 交通誘導警備員、安全施設は「道路工事保安設備設置基準(案)平成30年3月愛知県建設部」に基づき配置するよう、必要に応じて計上すること。			名 称	規 格	単位	数 量	備 考	燃料(ガソリン)	レギュラー (スタンド渡し)	L	8.1	2.7L/h×3h	ライトバン損料	1.5L	h	3.0		諸 雑 費		式	1	端数処理：有効数字4桁のまるめ	名 称	規 格	単位	数 量	備 考	交通誘導警備員 A		人	1.0		交通誘導警備員 B		人	1.0		安 全 施 設 費		日	1.0		R8.4.1改定
名 称	規 格	単位	数 量	備 考																																										
燃料(ガソリン)	レギュラー (スタンド渡し)	L	8.1	2.7L/h×3h																																										
ライトバン損料	1.5L	h	3.0																																											
諸 雑 費		式	1	端数処理：有効数字4桁のまるめ																																										
名 称	規 格	単位	数 量	備 考																																										
交通誘導警備員 A		人	1.0																																											
交通誘導警備員 B		人	1.0																																											
安 全 施 設 費		日	1.0																																											

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現	行	改	定	備	考
6-66	追加		第10節 道路トンネル定期点検業務等積算基準(国基) 10-1 適用範囲 この積算基準は、「道路トンネル定期点検要領（令和6年9月 国土交通省道路局国道・技術課）」（以下、「点検要領」という）に基づき実施する道路トンネルの定期点検について、各道路管理者が業務委託を発注する場合の業務委託料の積算に運用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。 10-2 業務委託料 (1) 業務委託料の構成 業務委託料 業務価格 消費税相当額 業務原価 一般管理費等 直接原価 間接原価 直接人件費 直接経費 その他 計画準備 状況の把握(点検) 健全性の診断 報告書等の作成 打合せ 公開成果品作成 電子成果品作成費 機械経費 安全費 仮設費 旅費交通費 その他原価			R8.4.1改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
6-67	追加	(2) 業務委託料構成費目の内容 イ 直接原価 (イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。 (ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。 a 機械経費 機械経費は、トンネル点検車及び投光機材の機械運転経費について計上する。 また、点検においてその他の機械が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。 b 安全費 安全費は、安全管理を目的とし、トンネル点検に当り常に適切な保安施設、交通誘導警備員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。 (a) 交通誘導警備員 点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導警備員の費用とする。 (b) 保安設備 「道路工事保安施設基準（案）」等を参考に、点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。 c 仮設費 仮設費は、トンネル点検においてはトンネル点検車や監査路を用いることを標準とするが、その他の仮設費が必要である場合は、別途、費用を計上するものとする。 d 旅費交通費 旅費交通費は、点検現場に赴く技術者の交通費等を計上するものとする。 (ハ) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 ロ 間接原価 間接原価は「第5章 設計業務等積算基準」による。 ※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。 ハ 一般管理費等 一般管理費等は「第5章 設計業務等積算基準」による。	R8. 4. 1改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
6-68	追加	(3) 業務委託料の積算 「第5章 設計業務等積算基準」に準ずる。 なお、機械経費については「10-6 機械経費 標準歩掛」により計上すること。 10-3 業務内容 (1) 計画準備 点検に必要な資料の収集・出力、業務計画書及び実施計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。 1) 計画準備 貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書及び実施計画書の作成を行う。 2) 資料収集整理 業務計画書及び、詳細なトンネル毎の点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。 3) 現地踏査 定期点検に先立って現地踏査を行い、トンネルの変状等の発生状況を把握する他、トンネルの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。 4) 関係機関協議 定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成を行う。 (2) 状態の把握（点検） 「点検要領」に基づき、トンネル点検車等を用いて、トンネル本体工及び附属物等の取付状態を近接目視（必要に応じて行う打音検査や触診、応急措置等を含む）にて行う。 なお、背面空洞調査を実施する場合は、別途計上すること。 (3) 健全性の診断（道路トンネルの性能に関する技術的な評価及び措置の必要性等の検討） 1) 状態の把握結果及びこれまでの定期点検の結果及び既往の資料等に基づき、部材の重要性や損傷の進行状況、現場条件などを総合的に評価し、道路トンネルの性能に関する技術的な評価を行う。 トンネル本体工の変状を外力、材質劣化、漏水に区分して、材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に整理して、道路トンネル毎の健全性の診断の区分の提案を行う。 2) 1) の結果を基に、その場合に想定される道路機能へ支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次の点検・診断までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を発注者に提案するものとする。 3) 附属物等の取付状態に対する判定（以下、異常判定）は、定期点検を行う者が現地で判定区分を用いて行う。 4) 変状毎及び覆工スパン毎に得られた外力、材質劣化、漏水に関する各変状及び附属物の取付状態も考慮し、対象トンネルの健全性の診断の区分を発注者に提案するものとする。	R8. 4. 1改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
6-69	追加	(注) 健全性の診断の区分については、変状等及び覆工スパン毎の健全性の診断の区分の提案を行い、道路トンネル毎の健全性の診断を行う場合を想定している。 (4) 報告書等の作成 1) 報告書の作成 点検業務の成果として、作成した資料や定期点検記録様式等のとりまとめを行う。 2) 定期点検記録様式の作成 状態の把握（点検）および健全性の診断をもとに定期点検記録様式を全国道路施設点検データベースよりダウンロードのうえ作成し記録するものとする。 また、必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補充するために、現地計測を行う。 なお、作成した定期点検記録様式については、発注者の指定する電信納品を行う他、全国道路施設点検データベースに登録すること。 ただし、全国道路施設点検データベース登録費用等については、協議等の上、別途費用を計上するものとする。 (5) 打合せ 打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。 1) 業務着手時 業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、トンネル点検に必要な資料等の貸与を行う。 2) 中間打合せ 現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。中間打合せが2回以上必要な場合は、その回数について計上する。 3) 成果品納入時 成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。 (6) 公開成果品作成 設計成果品を公開用資料とする必要がある場合に、マスキング作業等により公開用成果品を作成する。	R8. 4. 1改定

ページ番号	現 行	改 定	備 考																																																																														
6-70	追加	10-4 直接人件費 標準歩掛 (1) 計画準備 SWD3670 (10 トンネル当り) <table><tr><th rowspan="2">区分 \ 職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>計画準備</td><td>3.9</td><td></td><td>9.5</td><td>8.4</td><td>5.9</td></tr><tr><td>資料収集整理</td><td></td><td></td><td>7.6</td><td>7.3</td><td>8.3</td></tr><tr><td>現地踏査</td><td></td><td></td><td>6.7</td><td>7.8</td><td>7.2</td></tr><tr><td>関係機関協議</td><td>2.1</td><td></td><td>4.3</td><td>3.5</td><td>3.5</td></tr></table> (2) 状態の把握 (点検) 1) 状態の把握 (点検) 体 制 SWD3675 (1 日当り) <table><tr><th rowspan="2">区分 \ 職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>状態の把握 (点検)</td><td></td><td>0.6</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.4</td></tr></table> 点検日数 SWD3675 (10,000 m²当り) <table><tr><th></th><th>項 目</th><th>日数</th><th>初 回</th><th>2 回目以降</th></tr><tr><td rowspan="5">点検 ひび割れ 密度 (m／m²)</td><td>0≦C≦0.1</td><td>日</td><td>3.1</td><td>2.4</td></tr><tr><td>0.1<C≦0.2</td><td>〃</td><td>4.1</td><td>3.2</td></tr><tr><td>0.2<C≦0.3</td><td>〃</td><td>5.3</td><td>4.2</td></tr><tr><td>0.3<C≦0.4</td><td>〃</td><td>6.7</td><td>5.5</td></tr><tr><td>0.4<C</td><td>〃</td><td>8.7</td><td>7.3</td></tr></table> (注) 1. 上表 (体制) は、点検作業 1 日当たりの標準的な班編成である。点検の種別及び、ひび割れ密度に応じて、上表 (点検日数) を乗ずる。 計上歩掛 (10,000 m²当り) = 班編成 × 点検日数 2. うき・はく離箇所のハンマーによる撤去、取付金具類等のボルトの増し締め、がたつきのある照明灯具の番線固定等の点検作業時に実施する応急的な措置を含む。 3. ひび割れ密度の計算方法は以下の例に従うものとする。 4. ひび割れ密度が不明の場合は、0 ≦ C ≦ 0.1 を初期設定とし、点検終了後、実際のひび割れ密度に基づき精算するものとする。 5. 附属物の取り付け金具や、アンカー等の点検を含む。 6. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。	区分 \ 職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	計画準備	3.9		9.5	8.4	5.9	資料収集整理			7.6	7.3	8.3	現地踏査			6.7	7.8	7.2	関係機関協議	2.1		4.3	3.5	3.5	区分 \ 職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	状態の把握 (点検)		0.6	2.0	2.0	2.4		項 目	日数	初 回	2 回目以降	点検 ひび割れ 密度 (m／m ²)	0≦C≦0.1	日	3.1	2.4	0.1<C≦0.2	〃	4.1	3.2	0.2<C≦0.3	〃	5.3	4.2	0.3<C≦0.4	〃	6.7	5.5	0.4<C	〃	8.7	7.3	R8. 4. 1改定
区分 \ 職種	直 接 人 件 費																																																																																
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																												
計画準備	3.9		9.5	8.4	5.9																																																																												
資料収集整理			7.6	7.3	8.3																																																																												
現地踏査			6.7	7.8	7.2																																																																												
関係機関協議	2.1		4.3	3.5	3.5																																																																												
区分 \ 職種	直 接 人 件 費																																																																																
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																																												
状態の把握 (点検)		0.6	2.0	2.0	2.4																																																																												
	項 目	日数	初 回	2 回目以降																																																																													
点検 ひび割れ 密度 (m／m ²)	0≦C≦0.1	日	3.1	2.4																																																																													
	0.1<C≦0.2	〃	4.1	3.2																																																																													
	0.2<C≦0.3	〃	5.3	4.2																																																																													
	0.3<C≦0.4	〃	6.7	5.5																																																																													
	0.4<C	〃	8.7	7.3																																																																													

ページ番号	現	行	改	定	備 考
6-71	追加		【ひび割れ密度計算例】 右図に示すように、進行性が認められるまたは新たなひび割れが2箇所があり、それぞれの延長がL1、L2、ひび割れを囲む長方形部分の面積がそれぞれa1、a2である時、ひび割れ密度はそれぞれ$C1=L1/a1$、$C2=L2/a2$と定義される。 進行性が認められるまたは新たなひび割れがスパン全体に分布する場合は、その延長の合計をスパン面積Aで除した値をひび割れ密度として計算する。 【初回・二回目以降点検例】 初回の点検においては、道路トンネルの全延長に対して、近接目視のみならず覆工表面を全面的に打音することによりうきなどの有無について確認するのがよい。 二回目以降の点検については、覆工表面全面に対し近接目視により行うことを基本とし、次に示すように、必要な範囲に対して打音によるうきなどの有無の確認をしていくことが考えられる。 ・目地部及びその周辺 ・水平打継ぎ目及びその周辺 ・前回の定期点検で確認されている変状箇所（ひび割れ、うき・はく離、変色箇所、漏水箇所等） ・近接目視等により新たに変状が確認された箇所 ・対策工が施工されている箇所及びその周辺		

 R8. 4. 1改定 || | | | 2) 点検作業内容項目別の構成比率（参考） 下表は点検作業一日あたりの項目別の構成比率を参考として示したものである。 これは、点検要領付録1の2.（5）「点検箇所の一部等で近接目視によらないときの扱い」によるその他の方法を用いる際の参考とすることを想定している。 | 点検作業内容項目別の構成比率 | | |----------------|------| | 点検作業内容 | 構成比率 | | 近接目視点検 | 30% | | 打音検査（たたき落とし含む） | 35% | | 変状箇所スケッチ | 20% | | 変状箇所写真撮影 | 15% | | 計 | 100% | | |

ページ番号	現	行	改	定	備	考																																																									
6-72	追加		(3) 健全性の診断（道路トンネルの性能に関する技術的な評価及び措置の必要性の検討） SWD3680（10 トンネル当り） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>状態の把握（点検）</td><td></td><td>7.3</td><td></td><td>20.2</td><td>17.4</td><td></td></tr></table> (注) 1. トンネル本体工の変状等の状態判定を外力，材質劣化，漏水の変状に区分して行うものとする。 2. 材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に，外力に起因する変状は覆工スパン毎に，健全性の診断を行う。 3. 附属物の取り付け金具や，アンカー等の診断を含む。 (4) 報告書等の作成 SWD3685（10 トンネル当り） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>報告書の作成</td><td></td><td>5.3</td><td></td><td>14.2</td><td>17.3</td><td>18.8</td></tr></table> SWD3690（10,000 m²当り） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">職種</th><th colspan="5">直 接 人 件 費</th></tr><tr><th>主任技師</th><th>技師 A</th><th>技師 B</th><th>技師 C</th><th>技術員</th></tr><tr><td>定期点検記録様式の作成</td><td></td><td></td><td></td><td>2.5</td><td>5.4</td><td>10.4</td></tr></table> (注) 1. 報告書の電子データ（ワード，エクセル等）の納品を含む。 2. 定期点検記録様式の作成にあたっては，道路トンネル定期点検要領を参考に道路管理者が記録方法を検討する。 (5) 打合せ（SWD3695） 中間打合せは1回を標準とし，必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は，1回当たり，中間打合せ1回の人員を増減する。 (6) 公開成果品作成 公開成果品作成は「設計業務等標準積算基準書」による。 10-5 電子成果品作成費 電子成果品作成費は「設計業務等積算基準」による。			区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	状態の把握（点検）		7.3		20.2	17.4		区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	報告書の作成		5.3		14.2	17.3	18.8	区分	職種	直 接 人 件 費					主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	定期点検記録様式の作成				2.5	5.4	10.4	R8.4.1改定
区分	職種	直 接 人 件 費																																																													
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																									
状態の把握（点検）		7.3		20.2	17.4																																																										
区分	職種	直 接 人 件 費																																																													
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																									
報告書の作成		5.3		14.2	17.3	18.8																																																									
区分	職種	直 接 人 件 費																																																													
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員																																																									
定期点検記録様式の作成				2.5	5.4	10.4																																																									

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号

6-73

現

行

追 加

改

定

10-6 機械経費

(1) トンネル点検車の経費等

トンネル点検車運転日数 (10,000 ㎡当り)

項 目	日 数	初 回	2 回目以降	
点検 ひび割れ 密度 (m／㎡)	0≦C≦0.1	日	3.1	2.4
	0.1<C≦0.2	〃	4.1	3.2
	0.2<C≦0.3	〃	5.3	4.2
	0.3<C≦0.4	〃	6.7	5.5
	0.4<C	〃	8.7	7.3

トンネル点検車の規格と日当り稼働時間 (1 日当り)

名 称	規 格	単位	数量	備 考
トンネル点検車賃料	トラック架装型・伸縮ブーム・プラットフォーム型・作業床高 9.9m	時間	5.2	日当り稼働時間

(注) 1. 点検車規格：〔トラック架装型・伸縮ブーム・プラットフォーム型〕作業床高 9.9mを標準としている。
その他の機械を使用する場合は、別途、費用を計上するものとする。
2. 運転手の職種については一般運転を標準としているが、リフト車規格を変更する場合、「作業床高 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は、特殊運転手を計上する。
3. トンネル点検車の運転日数は、定期点検日数と同じ日数を計上する。

トンネル点検車の運転単価表 (1 日当り)

名称	規 格	単位	数量	備 考
一般運転手		人	1.0	
トンネル点検車賃料	トラック架装型・伸縮ブーム・プラットフォーム型・作業床高 9.9m	日	1.0	
燃料費		L		日当り稼働時間×4.2L
諸雑費		式	1	まるめ

(注) 1. 高さ 10m 以上のトンネル点検車を使用する場合の規格は、別途、考慮すること。
また点検運転手の職種について、点検車「作業床高 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は、特殊運転手を計上する。

(2) 投光機材の経費等

トンネル定期点検で使用する投光機材の機械経費として、状態の把握（点検）の直接人件費の3％を計上する。投光機材とは、トンネル点検車バケット上に搭載する投光機材や側壁部や路面部等で使用する投光機材のすべてをいう。

投 光 機 材	直接人件費の3％
---------	----------

備 考

R8. 4. 1 改定

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考											
6-74	追加	10-7 安全費の積算 (1) 交通誘導警備員 交通誘導警備員はトンネル点検のための規制期間日数に、下記の班編成の人員を乗じた額を計上する。 班編制 (1日当り) <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>交通誘導警備員 A</th><th>交通誘導警備員 B</th></tr><tr><td rowspan="2">トンネル延長</td><td>1 km未満</td><td>1.0</td><td>2.0</td></tr><tr><td>1 km以上</td><td>1.0</td><td>3.0</td></tr></table> (注) 1. 上表は片側交互通行により点検を実施した場合の基本的な班編制の例を示すものであり、トンネル条件、交通状況、その他現地の状況等を勘案して計上するものとする。 (2) 保安施設 保安施設、道路工事保安設備設置基準(案)等を参考に、立看板、保安灯、矢印板、バリケード等を、点検区間長、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案して計上するものとする。	項 目		交通誘導警備員 A	交通誘導警備員 B	トンネル延長	1 km未満	1.0	2.0	1 km以上	1.0	3.0	R8. 4. 1改定
項 目		交通誘導警備員 A	交通誘導警備員 B											
トンネル延長	1 km未満	1.0	2.0											
	1 km以上	1.0	3.0											

【県版 新旧対照表】

業 種	調査・設計業務委託
-----	-----------

ページ番号	現 行	改 定	備 考
7-1	ロ 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。 ※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。	ロ 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 ※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。	
7-10	ロ 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。 ※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。	ロ 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 ※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。	